

平成 26 年 1 月 15 日発行 年 4 回 (1・4・7・10 月) 15 日発行 昭和 35 年 4 月 25 日 第 3 種郵便物許可 第 596 号

東京土地家屋調査士会報

とくまよ

2014
新春号
No.596

相談にのるゾウ

お隣さんとの境界が分からないときや、建物を新築・取り壊したとき、登記手続きが分からないときは、お気軽にご相談下さい。

杭を入れるゾウ

自分の土地に境界標が設置されているかどうか、もう一度確認しておきましょう。

土地や 家屋を 支えるゾウ

測量をするゾウ

土地家屋調査士は調査や測量を行って境界の情報がわかる図面を作り、トラブルのない安心な暮らしを守るお手伝いをしています。

地図を作るゾウ

正確な地図を作るために、土地家屋調査士が作成した「地積測量図」と「境界(筆界)確認書」を大切に保管しておきましょう。

エコゾウ&トッチ



杭を残して悔いを残さず
東京土地家屋調査士会

※より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。
ただし、資料不足等により継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。
※個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導については、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

発行所 東京土地家屋調査士会 © 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館

TEL 03-3295-0587 FAX 03-3295-4770 URL <http://www.tokyo-chousashi.or.jp/> e-mail info@tokyo-chousashi.or.jp

東京土地家屋調査士会報「とくまよ」年4回(1・4・7・10月)15日発行 定価1部 200円 購読料 東京土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収



巻頭記事

1. 新年の挨拶

参加レポート

1. 地籍問題研究会第7回定例研究会
2. 第19回暮らしと事業のよろず相談会
3. 第10回全国青年土地家屋調査士大会
4. 第33回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会
5. 籍問題研究会第8回定例研究会
6. 災害復興まちづくり支援機構記念講演
7. 「法の日」における支部無料相談会実施報告
8. 東京司法書士会主催
「法律・登記・税務・不動産鑑定評価・福祉の専門家による無料相談会」
9. 多摩支部最後の研修旅行

連載企画

1. 土地家屋調査士のかけはし
2. 各会におけるADRに関する取り組み
3. 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

会のうごき

1. 謹賀新年
2. 第76回定時総会開催のお知らせ
3. 入退会者情報
4. 新入会員登録証交付式

各部からのお知らせ

1. 「取扱事件年計表」の提出日の確認について
2. 東京土地家屋調査士会会則変更認可について
3. 会費の自動振替口座の残高確認について

編集後記

1. 会報編集委員の自己紹介
2. 編集後記

その他

1. 表示登記相談のご案内
2. 常設「支部無料相談実施箇所」一覧表
3. 用紙類購入申込書



東京土地家屋調査士会

2014

新春号

No.596

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。



撮影者：台東支部 浅川正雄会員

今号の表紙

昨年11月、新しい提灯が10年ぶりに奉納された浅草寺の雷門。
(表「雷門」、裏「風神雷神」)

東京土地家屋調査士政治連盟

3つの戦略

官公署の未登記建物の解消を目指します。

毎年東京都への予算要望においてその必要性を訴えています。約 25,000 棟といわれる未登記建物の表題登記を今後も粘り強く働きかけていきます。

住民票除票・戸籍の附票の保存期間の伸長を各自治体へ要望します。

住民の移動という重要な記録を短期間で廃棄することは、社会的にも影響が大きく、また土地家屋調査士業務である登記名義人の同一性の確認において支障が生じることも懸念されます。

狭あい道路の整備・解消に向け、都議会議員との連携を図ります。

狭あい道路は日常の通行や大震災等において危険性が高いことは周知のとおりです。
狭あい道路を整備・解消すべく各派の都議会議員との勉強会等を通じて連携を図ります。



政治連盟からのお願い

政治活動を通じて目標を達成させるには一人でも多くの会員の力が必要です。平成 25 年 11 月現在東京会会員に対する加入率は 45.57%であり、まだまだ十分な活動ができているとは言えません。政治連盟の趣旨をご賛同いただき、この活動にご協力をお願いいたします。



詳しくは検索

「東京土地家屋調査士会ホームページ→会員の広場→東京土地家屋調査士政治連盟」

Contents

1. 巻頭記事

(1) 新年のご挨拶	東京土地家屋調査士会会長 國吉 正和	02
	東京法務局局長 石田 一宏	03
	東京土地家屋調査士政治連盟会長 市川新太郎	04
	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 小田島 満	05

2. 参加レポート

(1) 地籍問題研究会第7回定例研究会	会報編集委員 池田 輝彦	06
(2) 第19回暮らしと事業のよろず相談会	会報編集委員 小島健太郎	08
(3) 第10回全国青年土地家屋調査士大会	江戸川支部会員 土屋 知人	10
(4) 第33回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会	業務部長 小野 均	12
(5) 地籍問題研究会第8回定例研究会	会報編集委員長 瀧野 隆央	13
(6) 災害復興まちづくり支援機構記念講演	広報事業部担当理事 瀧野 隆央	15
(7) 「法の日」における支部無料相談会実施報告	広報事業部	17
(8) 東京司法書士会主催「法律・登記・税務・不動産鑑定評価・福祉の専門家による無料相談会」(大田区)	財務・広報事業部担当副会長 大倉 健司	19
(9) 多摩支部最後の研修旅行	多摩支部会員 遠藤 幸保	20

3. 連載企画

(1) 土地家屋調査士のかけはし	愛知会会員 赤川 美咲	22
(2) 各会におけるADRに関する取り組み 関東ブロック協議会第5回ADR11研修会	境界紛争解決センター運営委員 丸山 晴広	24
(3) 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記(第4話)	東京弁護士会弁護士 氏家 宏海	26

4. 会のうごき

(1) 謹賀新年	30
(2) 第76回定時総会開催のお知らせ	30
(3) 入退会者情報	31
(4) 新入会員登録証交付式	33

5. 各部からのお知らせ

(1) 「取扱事件年計表」の提出日の確認について〔総務部〕	34
(2) 東京土地家屋調査士会会則変更認可について(法務省民二第528号)〔総務部〕	35
(3) 東京土地家屋調査士会会則変更認可について(法務省民二第683号)〔総務部〕	43
(4) 会費の自動振替口座の残高確認について〔財務部〕	45

6. 編集後記

(1) 会報編集委員の自己紹介	46
(2) 編集後記	47

7. その他

(1) 表示登記相談のご案内	48
(2) 常設「支部無料相談実施箇所」一覧表	49
(3) 用紙類購入申込書	52



巻頭記事

新年のご挨拶

東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和



巻頭記事

東京土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様には平成26年の新年を穏やかに迎えられたことと拝察し、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日ごろから会務の運営と役員及び事務局職員に対するご支援とご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

当会は、昨年度も各士業団体との協力による相談会など、東日本大震災後の支援活動を継続して行っております。また、この被災地の皆様の教訓を活かすべく、昨年、災害時の「東京土地家屋調査士会初動対応マニュアル」を策定いたしました。本年は、実際にこのマニュアルに沿った訓練や活動を開始して行きたいと考えております。災害に対する事前の対応などに対し、各支部、各会員の皆様のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

我が国の経済は、現政権の経済政策により、多少の光が見えてきたとの印象もありますが、私ども土地家屋調査士の業界においては、沈滞ムードを払拭するにはいたっておらず、会員の皆様の事務所経営もまだまだ厳しさが続いているものと思います。

この状況に対応し、土地家屋調査士の置かれた環境をよりよい方向へ進めるため、今東京会では、昨年度の定時総会でお示した事業計画に沿って、中長期の財政計画に従い、優先順位を考慮した事業執行に努めています。

第一に、我々土地家屋調査士の業務の礎を築くための、研修の更なる充実を図り、年間の研修予定を前もって提供し、会員の方々が計画的に受講できるよう努めています。

第二に、社会貢献活動や教育機関への貢献を含め制度広報活動の拡充のため、各種相談会や大学への寄附講座、小中学校での出前授業を行っています。

第三に、情報の発信方法の検討を進め、積極的な情報発信

のため、本会ホームページの充実と会員の広場内の情報の拡充に努めています。

そして、それぞれの施策を実現するため、また将来に向け経費の節減と有効的な予算執行、本会の業務執行の充実強化を図り、本会各部の業務分掌を見直すとともに、各部を横断的に処理する案件・専門的・早急な対応が求められる案件を処理するため、制度対策本部の創設を行い、会務運営がより効率的で実効性のあるものとなることを目指しています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、本年は、2月に冬季オリンピック・パラリンピック、6月にサッカーワールドカップと、日本がひとつになるイベントが行われます。東京会も、会員の皆様、役員、事務局職員が一人一人の役割を自覚し、より一層情報を密にし、東京会がひとつになって知恵を絞り、それぞれの課題に対処していくことが重要だと考えております。そういった気持ちが通じ合った会務運営の中から、土地家屋調査士の未来に向かって、新しい光が見えてくるものと確信しております。会員の皆様のご支援、ご協力よろしく願いいたします。

本年も、会員の目線に立ち、調査士の業務の適正化を図るとともに、地位の向上を目指した環境づくりを行ってまいりたいと思います。

そして、土地家屋調査士の将来を見据えるとともに、いま必要とされ、会員の業務の礎となる事業を進めてまいりたいと思っております。

本年も、役員、事務局職員一同が協力し努力してまいりたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力よろしく願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族、事務所職員の方々にとりまして、今年一年がご健勝で明るく実りの多いよい年となりますようご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

新年のご挨拶

東京法務局長 石田一宏



巻頭記事

新年明けましておめでとうございます。

東京土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、晴れやかな新年をお迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、平素から登記事務を始めとする法務行政の適正かつ円滑な運営に、特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、政治面では、公職選挙法の改正によりインターネットを利用した選挙運動が解禁となり、第2次安倍内閣の発足後、初の大型国政選挙となる参議院議員選挙が行われました。経済面では、アベノミクス等の積極的な経済政策が推進され、景気は回復傾向となりました。社会面では、富士山が世界遺産に登録されたり、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックが、東京で開催されることが決定するなど、世界における日本をアピールできる明るいニュースを提供してくれました。

東京土地家屋調査士会におかれましては、昨年は、2003年（平成15年）6月24日に「東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター」が設立されてから10周年となる節目の年でありました。境界紛争を簡易迅速に解決することを望む国民の期待はますます高まっており、今後も会員の皆様方が専門的知識経験を存分に発揮され、不動産取引の安全の確保と国民の権利の明確化に寄与され、土地家屋調査士の専門的職能を最大限に発揮していただき、東京土地家屋調査士会の更なる発展と土地家屋調査士の地位向上に、引き続き御尽力されることを期待しております。

一方、法務局におきましては、昨年10月に、「全国一斉!法務局休日相談所」を本局と立川市女性総合センター・AIMにおいて開催し、休日相談ということもあり、多くの皆様から好評を博することができました。これもひとえに、東京土地家屋

調査士会並びに会員の皆様の御支援と御協力のたまものであり、この場をお借りして感謝を申し上げます。

筆界特定制度につきましては、東京土地家屋調査士会から筆界調査委員又は筆界特定相談員として御推薦いただきました会員の皆様の専門的な知識経験及び測量技術をお借りして、筆界特定申請事件の適正かつ迅速な処理に取り組んでおります。筆界特定申請事件につきましては、制度の発足以来、毎年の申請件数が高水準で推移しており、この制度に対する国民の関心と期待の大きさを反映しているものと認識いたしております。法務局としましては、今後とも、筆界特定申請事件の適正迅速処理に取り組んでまいります。

また、地図及び各種図面の電子化につきましては、不動産の表示に関する登記制度の基礎となるものであり、法務局が取り組むべき重要な課題であります。昨年6月3日に全国の登記所において地図及び各種図面の情報交換サービス及びオンライン請求サービスの全てが稼働することになりました。

さらに、法務局としましては、表示登記事務の最重要課題である、登記所備付地図の整備を積極的に推進しているところであり、これらの施策を通じて、今後も行政サービスの充実に努めてまいります。

私どもとしましては、本年も多くの課題が山積しておりますが、高度情報化社会に対応した不動産の表示登記の充実を図り、国民の期待と要請に応えてまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、引き続き法務行政に対する御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、東京土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

新年のご挨拶

東京土地家屋調査士政治連盟会長 市川新太郎



巻頭記事

東京土地家屋調査士会の皆様、明けましておめでとうございます。

平成26年の初春を迎え会員の皆様には佳きお年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

昨年7月1日に開催されました第13回定時大会では、会員の皆様よりご指導ご支援を賜りました事を深く感謝申し上げます。

平成24年12月には衆議院議選挙、また昨年6月の都議会選挙、7月の参議院選挙と会員の皆様にはいろいろとご協力を賜りました事を改めてお御礼申し上げます。

これらの選挙により東調政連で応援した先生方の中には苦杯をなめた先生が多数おられましたが、政治体制が変わっても東京土地家屋調査士政治連盟の活動にご理解ご協力をいただく先生方にはこれから応援をして行きたいと思っています。

長い間の課題で有り、いつも第1番目で要望してまいりました「入札参加資格審査の業種名への「土地家屋調査士業務」の追加」が昨年4月1日より入札参加資格審査の業種名に「土地家屋調査」業務項目が追加されました。

我々土地家屋調査士とし、大変喜ばしい事ではないかと思っています。

また、地域主権戦略会議で検討されている「国の出先機関の原則廃止」の姿勢の下、登記や供託といった事務までもが「国の出先機関」の事務に分類され、「地方自治体に移管すべき」とされた問題につきましては、平成24年6月20日の第2回東京都議会定例会において、「登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書」が可決され、衆議院議長、参議院

議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官へ提出して頂くことになりました。

このように、平成24年、平成25年は大きな懸案が少しずつでは有りますが解決しており、これも会員の皆様のご協力に因るものだと思っています。

東京政連の運営につきましては会員各位の利便性の向上及び事務合理化等の観点から「会費自動振替」を検討してまいりましたが、昨年の11月14日の地区代表者会議において年会費の自動振替が承認され、今年4月12日より口座振替となりました。

会員の皆様の積極的なご協力をお願いいたします。

昨年の大会では役員改選が有り、新役員が誕生致しました。

今年も新役員一同政治連盟の果たす使命の重要性を自覚し、土地家屋調査士制度の向上に努めて行きたいと思っています。

土地家屋調査士政治連盟の目的は、土地家屋調査士制度の充実発展並びに地位の向上を図り、不動産登記制度と国民の権利擁護に寄与するために必要な政治活動を行うこととであります。

会員の皆様も苦しい事務所経営とご拝察いたしますが、この目的を達成させる為には、加入率の高さが最も重要な要素であります。

会員増強と会費の納入に今後とも会員の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

最後に会員各位にとって平成26年が明るい年でありますようご祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。



副会長 菊池千春



副会長 井上克巳



幹事長 山本恵一

新年のご挨拶

一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 小田島満



巻頭記事

新年あけましておめでとうございます。

東京土地家屋調査士会会員のみなさん並びに、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員各位におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えの事と心からお喜び申し上げます。

昨年中は、多難な会務運営に加えて、一般社団法人への移行と云う難事があり、これを皆様の絶大なる御支援、御高配をいただき乗り越える事が出来、有り難く厚く御礼申し上げます。

お陰様で、去る4月一般社団法人への移行が認められ、はや9ヶ月を経過致しました。

これ一重に、皆様の御理解と御協力によるものと、あらためて感謝している次第です。

特例民法人から一般社団法人に移行し、この4月から一般社団法人としてスタートしたとは申しますものの、協会は、土地家屋調査士法63条に基づいて設立されたものであり、64条にかかげる業務を遂行することによって、その使命を果さんとするものに何等変るものではない事を再認識するものである。

従って、63条、64条の精神を原理、原則として貫き、20有余年に亘った歴史と培われた伝統を大切にしながら土地家屋調査士としての本分を全うし、協会として果たすべき、成すべ

き事、成さねば成らぬ事、更には、社会のために、協会だから出来る事を成す、ことが課せられた責務であると考えものである。

昨今の社会経済状況を鑑みるに、経済成長を第一とした経済システムから成熟した経済社会へ移行と見る向があったり、少子、高齢化問題がもたらす影が社会のシステムに、どのような変化をもたらすのか。

或いは、東日本の震災が、従来のシステムの見直を迫っている様でもある。

等々、激動する社会は、当然その時々に応じたものを要求する、土地家屋調査士に対するものも決して例外ではないものと考えられる。

それ故、当協会の目指すべき土地家屋調査士としての職務を全うし、協会の与えられた使命を果たすためには、原理原則を貫きながらも時代の要請に答えられる様、それに対応出来る人材を育成し、現在、将来の社会環境の中に確たる位置付けが出来る様、与えられるものを良しとしながらも常に創造力を働かせ、いわば創業の思いを以て、これを期に、新しい協会を創って行きたいと考えて居りますので、今後とも一層の御支援、御指導の程お願い申し上げます。

最後に、皆様にとって御健勝で明るい希望に満ちた実り多い年であります様にお祈りし新年の挨拶とさせていただきます。



参加レポート

地籍問題研究会第7回定例会

会報編集委員 池田輝彦

(写真提供: 会報編集副委員長 浅川正雄)

1. はじめに

平成25年9月15日、地籍問題研究会第7回定例会が開催された。今回のテーマは、「地籍及びその周辺問題」である。総司会は本研究会の幹事でもある創価大学教授の藤井俊二氏により進められ、来賓に創価大学法科大学院研究科長の尹龍澤氏を迎えて、基調講演と4人の会員からの研究報告が発表された。

2. 地籍問題研究会とは

この参加レポートを始める前に、再確認の意味で「地籍問題研究会」に関する説明をしたい。地籍に関する制度は、絶えず変化する社会の中で、多くの市民が有効で利用しやすいように追い求めるものである。そのためには、地籍を体系的に研究できる環境をつくり、学域、業域の枠組みを超えて、地籍に関する実務者と連携できる研究会の設立が不可欠であるという考えから、「地籍問題研究会」が2010年10月に設立された。その目的として、「地籍に関する登記制度、登記実務、測量技術のみならず土地法制などをとりまく環境の充実発展に帰すること」を掲げている。つまりは「地籍問題」に関する調査・研究・情報発信の拠点となっているのが「地籍問題研究会」である。



3. 基調講演

立正大学文学部教授の奥田晴樹氏による「地租改正と日本の近代的土地所有」をテーマにした講演が発表された。「地租改正は日本の近代的土地所有にどのような歴史的特質をもたらしたか?」という論点から、①地租改正の起動、②地租改正の展開と結果、③土地私有権に対する社会的規制とその思想、④地価と地租のその後、という4つの段階に分けて説明があった。そのまとめとして、近代的土地所有を理解するには、所有と用益、法制と実態の複眼的アプローチが必要であると結ばれた。近代国家日本にとって地租改正制度の確立に向けて無理をしてでも急ぐ必要があったのは、明治維新という時代の背景がそこにある。また明治維新当時の政治家たちの諸事情などによって、地租改正制度の法改正が何度も繰り返されたのは、大変納得させられる話であった。

4. 会員からの研究報告

ここで司会が、我が東京土地家屋調査士会國吉正和会長に総司会の藤井俊二氏より引き継がれる。

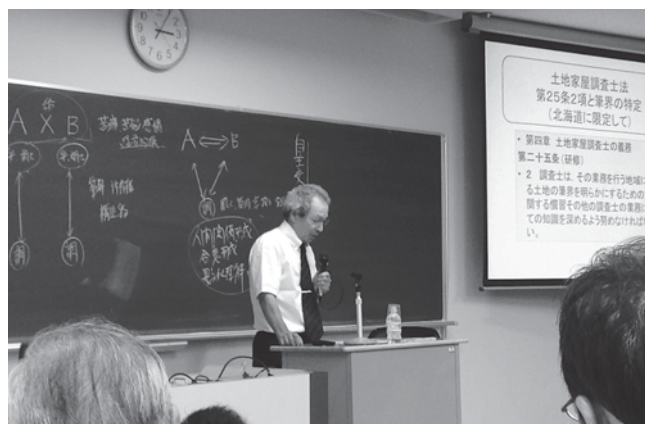


一人目の報告者である山形県土地家屋調査士会の高橋孝一氏による「調査士会ADR（境界センター）の今後のあり方」をテーマにした報告があった。調査士会境界センターで今後ますます必要となってくるのが、調停を担当する土地家屋調査士の個人的な資質である。境界紛争の本質は、境界そ

のものの問題ではなく、対立している当事者間で生じている様々な苦痛、苦悩、感情の表れであり、当事者たちは自分の言葉で自分自身を解決したがっている。この「自分で自分を解決する」を手助けすることが調停人に求められる。(自主交渉援助型) つまり対話を取り持つのが調停人という考えから、①人間関係形成、②合意形成、③異文化理解、この3つの資質こそが、調査士会境界センターにおける個人的資質として求められている。以上の報告を大変個性的な表現力で楽しく説明された。

二人目の報告者は香川県土地家屋調査士会の塚田利和氏であり、そのテーマは「国土調査の問題点」である。国土調査は土地現況の「測地学的測量」の作業であり、「地籍学的測量」の作業とは考えられない、との説明がなされた。つまり地籍学的ではない測量によって作成された成果を地籍に利用するのは全くの無謀であるにもかかわらず、国土調査の成果図や地籍簿をそのまま登記簿表題部に転記してきたことで、さまざまな問題(国土調査成果の補正など)が生じている。以上の報告を、公図、和紙公図、国土調査の成果図、行政財産譲与図などを比較検討しながら説明された。

三人目の報告者である旭川土地家屋調査士会の山谷正幸氏による「土地家屋調査士法第25条2項と筆界特定(北海道に限定して)」をテーマにした報告があった。土地家屋調査士法第25条2項とは、(研修)「調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」となっている。この地域の慣習という観点から、北海道の歴史的背景(開拓使事業に伴い、全北海道周囲の測量が精度の高い三角測量により行われた。)を詳細な歴史年表や多くの境界確定訴訟などの判例などを用いて報告された。



四人目の報告者は京都土地家屋調査士会の山口眞平氏であり、そのテーマは「縄延びについての一考察(土地家屋調査

士の責任)」である。明治初期における地租改正事業において、税徴収をされる側が、あえて縄のびした間縄で自らの土地を測量していた。その目的は地租減額のための過少申告することであった。この「縄延び」の行為によって測量され、登記された土地は、現在、実測してみると公簿面積と比べて面積が増加することがよくある。この「縄延び」を地租改正事業の測量の際における「ゴマカシ方法」と容認したうえで、土地家屋調査士が、公簿地積に比して実測面積が増加した場合に、しばしば「縄延び」をその原因として簡単に処理している事情がある。しかし、「縄延び」の実態を考察していくと、同一村内におけるゴマカシの割合(縄延び率)は概ね一定していることが解ってくる。つまり「縄延び」はある一定のルールの誤差範囲の中で行われていたことになるので、本来の「ゴマカシ」や「ズル」ではないのである。私たち土地家屋調査士は、軽々しく「縄延び」と決めつけるのではなく、地域慣習の知識を深め、地域的な「縄延び」(一定の縄延び率)についても熟知しておく必要がある。以上の報告があった。私自身も公簿面積と実測面積の差を「縄延び」という言葉で簡単に処理していたことを、大いに反省させられた発表であった。



5. 終わりに

この日は、関東地方に今年一番の大型台風が上陸するまさに大荒れの天気でした。以前からどうしても勉強のため一度参加したかった研究会でしたので、暴風雨のなか、「神様! 僕はどうなってもいいので、どうかこの研究会だけは中止にしないでください!」と祈るような気持ちで創価大学会場に向かいました。会場について驚いたのは、こんな悪天候にもかかわらず、多くの方々が研究会に参加されていました。今回の定例研究会は比較的、土地家屋調査士の方々の報告が多く聴講できました。もし次回以降の定例研究会に参加する機会があれば、多くの地籍に関する他業種の方々の講演や報告を聴講させてもらい、土地家屋調査士の枠を超えて、地籍問題を広域的に捉えてみたいと思いました。



参加レポート

第19回暮らしと事業のよろず相談会

会報編集委員 小島健太郎

(写真提供: 会報編集副委員長 浅川正雄)

平成25年9月28日(土)、複数専門家による合同相談会「暮らしと事業のよろず相談会」が新宿駅西口広場イベントコーナーにて開催されました。

今回で19回目の開催となる本相談会は、東京都内の10種類の専門士業及び災害復興まちづくり支援機構が参加し、相

談毎に複数の士業の相談員が合同で無料相談に応じるというもので、午前10時から午後4時まで催されました。本相談会は、10種もの士業会が一堂に会し、ワンストップで相談に応じる点や、予約なしで相談できることもあり、多くの相談者が会場に足を運ばれました。



本会のよろず相談会準備プロジェクトチームメンバー

(左写真: 左から 井上広報事業部長、小野業務部長、大倉副会長/右写真: 瀧野理事)



相談員控室の様子



受付窓口

今回の全体相談件数としては、456件となり、昨年度に比べ23件の増加となりました。我が土地家屋調査士に関係する相談件数は26件で、同様に昨年度から5件増えました。相談数最多は、想像に難くない弁護士で133件、その後に税理士、司法書士と続きました。

本相談会における対外的な意義としては、当然に社会貢献活動ですが、区市役所等の相談会ではない、街中での相談会に参加することで、広く一般の方向けの制度広報活動にもなるということです。また、運営に携わった自分の感想として

は、関係士業と合同で相談対応を行ったことにより、関連する法律の知識や新たなつながりが形成できるといった効果が得られたことが、とても有意義だと感じました。

今回の相談会は、東京土地家屋調査士会が幹事会を担ったこともあり、相談員のみならず、多数の会員が休日のなか、運営スタッフとして本事業に参加しました。手前味噌ではありますが、隣接所有者の境界立会等、日常業務で培った話術で相談者への応対をスムーズに行うことができ、その職能を如何なく発揮できたと思います。

最後に、大人数の専門士業各会員への指示運営統括をされた実行委員会代表構成員の皆様に感謝の意を込めまして報告とさせていただきます。

<主催：よろず相談会実行委員会>

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
東京司法書士会
東京税理士会
東京都社会保険労務士会
一般社団法人東京都中小企業診断士協会
東京都行政書士会
日本弁理士会関東支部
日本公認会計士協会東京会
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
東京土地家屋調査士会(幹事会)

<共催>

災害復興まちづくり支援機構

<後援>

東京都
東京法務局
東京労働局
日本年金機構南関東ブロック本部
東京都中小企業団体中央会
東京都社会福祉協議会
新宿区
渋谷区
東京商工会議所
日本司法支援センター東京事務所

* 本会関係者(写真中、黒のはっぴを着用)

- ・よろず相談会準備プロジェクトチーム メンバー
財務・広報事業部担当副会長 大倉健司
業務部長 小野 均
広報事業部長 井上克巳
広報事業部担当理事 瀧野隆央
- ・相談会当日スタッフ
研修部担当副会長 野城 宏
財務部長 山本憲一
総務部担当理事 佐々木博昭
総務部担当理事 奥山 慎
財務部担当理事 羽鳥光明
監事 持田和也
小島健太郎(千代田・中央支部)会員
奥村 忠(杉並支部)会員
土沼健成(板橋支部)会員
池田輝彦(府中支部)会員
田中宏行(府中支部)会員
- ・相談員
総務部長 木下 満
浅川正雄(台東支部)会員
向山昭次(杉並支部)会員
菊池千春(太田支部)会員
関本広文(立川支部)会員
佐藤恒秀(多摩支部)会員



参加レポート

第10回 全国青年土地家屋調査士大会in大阪

江戸川支部会員 土屋知人

参加レポート



今回のパンフレット

平成25年10月9日(水)の東京青調会の総会にて、今期の代表になってしまった、私。

平成22年4月に会員登録し、地元支部の先輩から誘っていただいた東京青調会の定例会(研修会)に参加しました。補助者として20年近く業務に携わってきたものの、同業の方々と交流がなかった私には、青調会はとても刺激的な会であり、定例会や懇親会に参加するうちに、いつの間にか代表になってしまったのです。

代表になったからには、スキルアップ! ということで、初めて、全国青年土地家屋調査士大会というものに参加してきました。今回は、その参加レポートをさせていただきます。

第10回全国青年土地家屋調査士大会in大阪は、10月18日(前夜祭)・19日に行われました。私は、19日のみの参加でしたが、東京からは私以外にも多くの会員が前夜祭から参加しました。

18日の前夜祭では、大阪会 井畑正敏先生・西田 實先生による「知識と経験の承継」の講演が行われました。参加された方々に聞くと、その後は、深夜までアツイ飲みニケーションが展開されたとのことでした。

そして、自分が参加した19日。私がまず会場最寄駅に着くと、改札口から会場まで、大阪会の方々が至る所で会場案内をしてくださいました。大阪会の方々の オ・モ・テ・ナ・シ は素晴らしかったです。



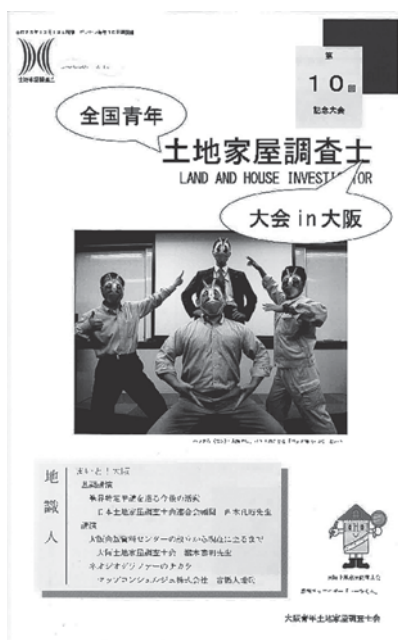
ベタな、大阪観光写真

会場に着くと、全国から250名以上の参加者が会場に終結していました。任意参加の研修会にも関わらず、参加者数の規模を見ただけで、私は、圧倒されてしまいました。はっきり言って、ビビりました。

こうして、大会初参加の私には多少の緊張と不安がある中で、大阪大会がスタートしました。

講演は、3部構成となっており、第1部では、西本孔昭先生の「筆界特定申請を巡る今後の活動」という基調講演が行われ、筆界特定制度創設時の経験談をはじめ、今後、自分たち土地家屋調査士がどのように進むべきか?など、とても考えさせられるお話を聞くことができました。

第2部は、大阪会 瀧本泰明先生の「大阪会版資料センターの設立から現在に至るまで」という講演でした。ここで



配布冊子の表紙

は、大阪会らしい、新喜劇のようなパフォーマンスから始まり、パソコンシステムの進化のスピードについていく苦労などが発表されました。また、仲間との連携等々、いろいろな方向から考えつつ、時代に遅れないスキルを身に着ける必要性を考えさせられました。

そして、第3部は、日本地図学会常任委員 マップコンシェルジュ株式会社代表取締役 古橋大地氏の「ネオジオグラファーのチカラ」という講演でした。

アナログ人間の私には、異次元のような話でしたが、その



懇親会時の様子

講演の中で出てきた「オープンストリートマップ」という地図づくりは興味深く、各人が仕入れた地理情報データを、仕事でなく趣味としてWebページに貼り付けて、みんなで地図を作ろう!というサイトの説明がありました。頭が固くなっている私にとっては、発想力から実行力、何から何まで、「今の自分ではいけない!」と感じさせられる講演でした。

こうして講演が終わり、いろいろな面で、日頃の自分の不勉強さを感じながら、懇親会へ向かいました。

懇親会では、全国各地の先生方に挨拶させていただき、たくさん先生の方々と、日々の業務の話をしました。

そこで感じたのは、全国どこの先生方も同じ悩みを抱えながら毎日頑張っているんだなあ、ということ。自分も頑張らねば!と、良い刺激をいただきました。

普段の飲みニケーションなら、最後まで残る私なのですが、さまざまな面で頭を使ったせいか? 2次会終了後にホテルに戻るとい、普段とは違う自分を発見してしまいました。

全国大会への参加で、土地家屋調査士について深く考えさせられ、たくさん勉強させていただきました。偏らず、スキルアップしなければ!

今回も良い刺激をいただきました。

簡単ではありますが、参加レポートとさせていただきます。ありがとうございました。



懇親会時、大阪会の方々のパフォーマンス



参加レポート

第33回関東ブロック協議会 親睦ゴルフ茨城大会に参加して

業務部長 小野 均

(写真提供：茨城会)

参加レポート

来るぞ来るぞと警戒していた大型台風27号が日本列島をかすめて去って行った10月27日(日)に、第33回関東ブロック協議会親睦ゴルフ茨城大会の前夜祭が、盛況に開催された。前夜祭は、茨城会会員及び関東ブロックの各会から73名が集結し、研究学園都市として名高い茨城県つくば市の「ホテルグランド東雲」にて行われた。

茨城会の岡本会長の歓迎挨拶をはじめ、歴々のご挨拶の後、イベントが始まった。大音響の音楽がながれ、登場したのは「山本リンダ(ヘンダ?)」。遠目なら確かにリンダに似ているかな?と勘違いもしなかったが、大音響で10数曲も歌いあげられた。後で実行委員の方に聞いたら、同じプロダクションに「五木ひろし」もいると言う。まだ、「五木ひろし」の方がよかったかも。前夜祭以降、酒席では今も「山本ヘンダ」の話題で盛り上がりつつあるので、皆さん余程、強烈な印象を受けたものと察するしだいである。

さて、次の日は本番の「親睦ゴルフ大会」であり、隣接する「つくばみらい市」にある「茨城ゴルフ倶楽部」にて開催された。本ゴルフ場西コースは、本年5月に、女子プロのメジャー大会「ワールドレadiesチャンピオンサロンパスカップ」が、また僅か1週間前には、東コースにて、男子プロの「日本オープンゴルフ」が開催された名門ゴルフ場である。そのような、プロがしのぎを削ったコースに果敢に挑戦したいという会員が146名参加した。

親睦ゴルフとはいえ、団体戦・個人戦(新ペリア方式)があり、参加者は、数々の賞品を狙って真剣なプレーをした。しかし、私の廻った東コースは、1週間前にプロが試合をただけあって、さすがにグリーンが速く(3、4パット続出)、ラフも長い(ボールが見つからない。)。結果、スコアはメロメロ、体もメロメロ。プロの厳しさを肌で感じたしだいである。

そして全組プレー終了後、クラブハウスで表彰式が行わ



表彰式

れ、まず、団体戦の結果が発表された。各会上位4名のネットトータルで競い、東京会は前回大会(於 埼玉)に引き続き4位となった。優勝は、さすが地元の茨城会。個人戦は、優勝が茨城会の村上会員であり、前回の大会から2連覇となった。新ペリア方式では、スコアが良いだけでは2連覇は困難であり、余程ハンデキャップに恵まれたか(羨ましい限りである。)。ちなみに、東京会の参加者の結果であるが、齋藤藤臣文(足立支部)会員が東コースのベスグロ(80)を取り、5位に瀧下俊明(墨田支部)会員、10位に田中会員(中野支部)が入賞した。その他、東京会会員では、ドラコン(1人)と5位毎の飛賞(3人)を頂いた。

また、本大会のチャリティーで集まった義援金は、連合会を通して東日本大震災の被災者に寄付される。

台風が去った後の秋晴れの中、素晴らしいコースでゴルフを堪能させていただきました。また、茨城会の皆様には大変お世話になりました。来年は、栃木でのゴルフ大会ということですが、前夜祭を楽しみに参加させて頂きたいと思っています。



参加レポート

地籍問題研究会第8回定例研究会

会報編集委員長 瀧野隆央

地籍問題研究会は、前ページに掲載されている池田編集委員の報告記事のとおり、「地籍問題」に関する調査・研究・情報発信の拠点であり、我が東京土地家屋調査士会國吉正和会長はその幹事を務めている。

今回、第8回目の定例研究会が平成25年11月2日(日)午後1時より、横浜市青葉区鉄(くろがね)町の丘の上にある桐蔭横浜大学中央棟C307大講義室にて開催された。前回に引き続き、林日調連会長ほか役員並びに國吉東京会会長といった多くの出席者が講堂に集まり、松尾英夫監事(桐蔭横浜大学)の総合司会により進められた。



基調報告は、法務省民事局民事第二課済田秀治補佐官による「登記所備付け地図制度の沿革、意義及び現状と展望」をテーマとして、登記制度の沿革、地租改正図・更正図から一元化を経て地籍調査事業・地図整備事業を経て現在はデジタルデータとしての地図(登記記録含め)情報が公開されていることの話がされた。そして、現在進行中の地図整備事業は、平成28年完了を目標に取り組み中である旨の講演がなされた。

続いて国土交通省土地・建設産業局整備課松山洋平氏より「地籍図制度の沿革、意義、および現状と展望」と題して、大化の改新・太閤検地より明治期の地租改正を経て現在の地

籍調査ができたことについて話がされた。今も粛々と進められている「国土調査10箇年計画」の意義と現状について講演がなされ、関東から東海近畿にかかる地域で地籍調査の進捗が遅れている等の報告があった。

また、東日本大震災に関連する話題としては、法務省からは地図修正作業・土地境界復元作業(宮城県)について、国土交通省からは地籍調査の成果が復興事業に貢献した宮城県名取市の例について、それぞれ紹介された。



続くパネルディスカッションは、「地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題」を、基調報告で説明された登記所備付け地図の意義に基づき、その現状と今後の展望も含め、パネリストからの報告を交えつつ進められた。

司会役(コーディネーター)は神奈川県土地家屋調査士会佐川祐介研修部長が務めた。各パネリストの報告を次に紹介する。

・公益社団法人全国国土調査協会 吉田和彦西武事務所 所長

地籍調査の必要性と、実施機関の事情や国民の理解不足(国民への周知不足)等の事情や地域的に調査困難な場所が多くなっている現状について報告された。

・公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協

会 山田哲夫副理事長

平成14年度に二宮町で実施した地籍調査の実施報告がなされ、神奈川県土地家屋調査士会大竹正晃総務部長により、同年度に川崎市で実施した14条地図整備事業についての報告がなされた。

- ・東京法務局民事行政部不動産登記部門 江本修二次席登記官

地籍調査事業における法務局の協力体制について報告があった。

- ・日本土地家屋調査士会連合会 小野伸秋研究所長

地籍(地図)情報は、「今後多くの情報提供サービスコンテンツの基礎情報となり得る可能性を持っているのだからそれを業務として取り扱い、調査測量を行う者としての意識向上が求められている」といった報告がなされた。

ディスカッションは、地籍調査事業の進捗が(首都圏地域を意識していると思うが)進まない現状及びその要因と対策に関する意見交換となり、定刻に閉幕した。筆者は遠慮したが、引き続き大学敷地内にあるメモリアルアカデミウムで懇親会が開催され、出席者の多くが参加したもようである。

最後に、筆者は文京区音羽の御茶ノ水女子大での開催以降、連続3回の出席になる。次はどこで開催されるか、林会長のみならず遠方から参加される日調連役員の方々を見ると、会場が他県だから遠慮しますとは言い難い気がしてくる。

林会長に「毎度ご苦労様です」と声をかけたら「下呂からだで(よ)」ってニッコリ。個人的に、中部地域のイントネーションが懐かしかった。



参加レポート

災害復興まちづくり支援機構 第10期定時総会

広報事業部担当理事 瀧野隆央

平成16年に発足した災害復興まちづくり支援機構は、今回第10回目の定時総会を迎えることになった。

総会に先立ち、恒例の記念講演が行なわれた。



1. 東日本大震災からの復興・新地町からの報告

福島県新地町復興推進課長 鶴田芳文 氏

同地において地震発生(被災)当時の被害状況が報告され、続いて担当として避難所を開設したときの様子、避難者の確認、毛布など備品・食料の手配・割振りの話をはじめ、翌日には東京電力福島第一原子力発電所で水素爆発が起こり、放射能汚染への不安から日毎に現地から減っていく避難者の様子、とりわけ健康被害を心配する町民への対応として、物理教師に依頼して即席の「放射能講座」を開いたという機転は印象深いエピソードのひとつだ。(その頃テレビでは「直ちに健康被害の心配はありません。」と流れていたそうである。)

また、被災直後、東京でも深刻だった燃料不足については、町内の事業所から備蓄燃料の供出を得ることで凌ぐことができたそうである。

この新地町では、おそらく官民が強い信頼関係のもとに協力して災害に対処したことにより、他の地区とは比較にならないスピード感で復興を成し遂げられているそうである。一連の報告によると、被災3ヵ月後の6月に仮設住宅を開設して避難所を閉鎖し、自衛隊が撤収した。その後平成24年1月に復興計画を策定し、土地の価格提示を行ない、同年11月には移転先用地取得が完了して造成工事に着手、さらに平成25年3月には区画割り当てが決定したとのことで、まもなく引き渡しとなるそうだ。復興計画策定・用地価格決定及び発表といった一連の手続きに要する、用地の選定・調査・測量・設計作業、関係官庁との調整・申請等諸手続き、調整作業等のボリュームを想像すると、そのスピード感はまさに「奇跡」としか言いようが無い。移転後の区画割り当てにおいても、行政からのお仕着せによる「重複したら抽選」といった方法ではない。地域コミュニティに配慮し、関係者と繰り返し協議をしたことで、まさに「地区のまとまった集団移転」を進める事ができたそうである。おそらく災害の有無に関わりなく、普段から行政・地域・個々人間のつながりがあったこそであり、これこそがこの復興を成し遂げている要因の一つではないかと想像された。

課長は最後に、阪神・淡路大震災の時は右肩上がりの景気で、復旧した後も右肩上がりの状況だったが、この災害は景気後退のさなかで発生しており、復旧ができて「V字回復」は実感できない。単に生活する場所や、必要な物資・資金を得ることは復興とは言い難い。「明日に向かっていく前向きな気持ち」をいかに取り戻してもらうかが最大の問題だと思うと述べて講演を締めくくられた。

2. 語り部

新地町在住の村上美保子 氏

村上氏は、新地町で旅館業を営んでいた人物だが、岩手県

三陸地方の出身で、子供の頃から「大地震発生＝大津波襲来」と教えられていたとのこと、あの日の地震の様子からすぐさま非難する判断をしたそうである。

津波など来た事がないと否定するご主人を宥め、なんとか町役場に辿り着き、役場近くの高台から波高10m超の津波が町を呑込むさまを目の当たりにした時は、「腰が抜けた」そうである。避難所最初の夜、配られた乾パンは、飲み物無しでは喉を通らなかったという。途中のコンビニで調達したおにぎりを年寄り子供に配って一晩凌いだ翌日、「我が家である」旅館の姿に触れたとき、初めて「大声で泣いた」そうである。

避難所の実情は、当時TV報道されていたような、仕切りが設けられていて比較的余裕があったものとは異なり、寝返りも打てない雑魚寝状態が続いていたとのことである。食料は支援物資頼みで、しかし、物資は希望通りではなく、同じ食材が何回も続く事があった。それでも食材を無駄にすることはできないという思いがあり、初日は有難くても毎日に嫌気がさしてくるといった苦労の様子が、町役場の鴛田課長の話と重複して、よりリアルに感じられた。あらゆる物資が支援として送られてきたそうで、中にはゲーム機（いわゆるニンテンドーDSやPlayStation Portableなど）もあり、子供たちが避難所でゲーム漬けになってしまうということも問題になっていたそうである。当時、必要とするものが届けられていないことがマスコミで報道されていたのを思い出した。

更に、漁師の実体験を基に作成した紙芝居「いのちの次に大切なもの」―漁師にとって「命の次に大切な漁船」を津波から守るために、沖に避難し苦闘の末、翌朝漁港に帰還してみると、漁港や町は見る影も無い有様、なにより家に残した親族が流され還らぬ人になってしまった。本当に命を賭けて守らなければならないものは何だったのかと今でも問い続ける。



一というあすじが披露された。

結果として現在旅館は廃業せざるを得なくなってしまったそうであるが、こうした体験談を、被災地を訪れた人や、今日のような会合などで紙芝居と共に伝える活動、他にも「東北お遍路(こころのみち)」活動など、いくつかの復興活動に取り組んでいるとのことである。

この後、まちづくり支援機構定時総会として、第9期の事業報告・決算報告の後、続けて第10期の事業計画・予算案の説明がされ、第9期報告、第10期計画ともに特段の質疑無く承認となった。

最後に、新地町鴛田課長と村上美保子氏より、「現地に来て見てもらうことが復興支援につながるので、皆さん東北においでください。」との言葉があったことをもって、報告を終わりたい。

※本稿著者については、本会会報編集委員長を兼任しているが当該記事を執筆するにあたり、本会理事として対応した。



参加レポート

「法の日」における支部無料相談会実施報告

〔広報事業部〕

本会では、昭和35年6月24日に閣議決定で定められた10月1日の「法の日」にちなみ、土地・建物の調査・測量、境界問題及び不動産の表示に関する登記の無料相談を、東京法務局の協力の下、毎年10月に各支部で実施しています。

この相談会を通じて、広く不動産の表示に関する登記とい

う公共性の高い業務への理解を深めていただき、地域住民・都民の方々が抱えているこの種の問題解決に貢献していきたいと考えています。

そこで、平成25年度の実施結果を、報告いたします。

参加レポート

	支部名	開催日	時間	常設	場 所
中 央 支 部	千代田・中央	10月17日（木）	13：00 ～ 15：00	常	千代田区役所2階区民相談室
		10月24日（木）	13：00 ～ 16：00	常	中央区役所1階区民相談室
	文京	10月29日（火）	10：00 ～ 16：00		文京シビックセンター区民ひろば（文京区役所地下）
	港	10月1日（火）	9：00 ～ 16：00		東京法務局港出張所
		10月17日（木）	13：00 ～ 16：00	常	東京法務局港出張所2階ロビー
	台東	10月8日（火）	13：00 ～ 16：00	常 常	台東区役所内無料相談室
城 東 支 部	墨田	10月1日（火）	9：30 ～ 16：00		東京法務局墨田出張所相談室
	江東	10月9日（水）	13：00 ～ 15：00	常	江東区役所本庁舎2階区民ホール ※東京都建築士事務所協会と合同
	足立	10月6日（日）	10：00 ～ 12：00		足立区消費者センター相談コーナー（エル・ソフィア2階）
		10月9日（水）	13：00 ～ 16：00	常	足立区役所中央館2階区政相談課
	江戸川	10月5日（土）	13：00 ～ 16：00	常 常	江戸川区民施設グリーンパレス区民相談室
		10月19日（土）	13：00 ～ 16：00	常	
城 西 支 部	葛飾	10月1日（火）	10：00 ～ 16：00		葛飾区役所2階区民ホール ※東京都建築士事務所協会と合同
		10月18日（金）	13：00 ～ 16：00	常	葛飾区役所2階区民相談室
	新宿	10月8日（火）	13：00 ～ 16：00	常	新宿区役所第一分庁舎2階相談室
		10月8日（火）	13：00 ～ 16：00	常	中野区役所専門相談室 ※東京司法書士会と合同
	中野	10月9日（水）	9：30 ～ 16：30	常	中野区役所1階ホール ※まちづくり推進土地建物協議会（建築士事務所協会、宅地建物取引業協会、建設業会、司法書士会、税理士会）と合同
		10月9日（水）	9：30 ～ 16：30	常	
城 南 支 部	杉並	10月4日（金）	10：00 ～ 16：00		杉並区役所1階ロビー ※東京司法書士会、東京都宅地建物取引業協会と合同
	練馬	10月3日（木）	13：00 ～ 16：30	常 常	練馬区役所東庁舎5階（予約制）
		10月17日（木）	13：00 ～ 16：30	常	
	品川	10月3日（木）	13：30 ～ 16：30		品川区役所3階ロビー内 ※東京都建築士事務所協会と合同。
	大田	10月2日（水）	9：00 ～ 16：00	常	大田区役所本庁舎ロビー
	世田谷	10月29日（火）	9：30 ～ 16：30		東京法務局世田谷出張所
城 北 支 部	渋谷	10月1日（火）	10：00 ～ 16：00		JR渋谷駅多摩川改札横・中央改札階段下 ※司法書士会、税理士会と合同
	目黒	10月21日（月）	13：00 ～ 16：00	常	目黒区役所総合庁舎1階区民の相談室
	板橋	10月3日（木）	10：00 ～ 16：00		板橋区立大山グリーンホール4F402号室
	豊島	10月1日（火）	10：00 ～ 16：00		豊島区役所1階ロビー
		10月16日（水）	10：00 ～ 12：00	常	豊島区民センター2階第3相談室
	北	10月3日（木）	13：00 ～ 16：00	常	北区役所3階区民相談室
		10月30日（水）	13：00 ～ 16：00	常	北区役所第1庁舎1階正面ロビー
城 北 支 部	荒川	10月17日（木）	13：00 ～ 16：00	常	荒川区役所区民課3階区民相談所

	支部名	開催日	時間	常設	場 所
多	八王子	10月1日(火)	9:00 ~ 16:00		八王子市役所 1 階ロビー
		10月8日(火)	13:00 ~ 15:30	常	八王子市役所本庁舎 1 階市民相談室
	町田	10月3日(木)	13:30 ~ 16:00	常	町田市役所市民相談室 (予約制)
		10月17日(木)		常	
	府中	10月2日(水)	13:00 ~ 16:00	常	小金井市役所市民相談室
		10月1日(火)	13:00 ~ 16:00		東京法務局府中支局 1 階ロビー
	調布	10月18日(金)	13:00 ~ 16:00	常	調布市役所 2 階ロビー
		10月18日(金)	13:00 ~ 16:00		狛江市役所中央公民館地下 1 階 ※司法書士会、弁護士、税理士、行政書士等と合同
		10月24日(木)	13:00 ~ 16:00	常	狛江市役所市民相談室
	武蔵野	10月21日(月)	13:00 ~ 15:30	常	三鷹市役所
	田無	10月2日(水)	13:00 ~ 16:00	常	東久留米市市民相談室
		10月10日(木)	13:30 ~ 16:30	常	西東京市田無庁舎市民相談室
		10月8日(火)	13:00 ~ 15:00	常	東村山市役所市民相談室
		10月25日(金)			
		10月8日(火)	13:00 ~ 16:00	常	小平市市民相談室
		10月16日(水)	9:30 ~ 11:30	常	清瀬市生涯学習センター (アシュール 5 階)
	立川	10月17日(木)	13:30 ~ 16:30	常	西東京市保谷庁舎市民相談室
		10月24日(木)	13:00 ~ 16:00		立川市役所 1 階ロビー ※行政書士と合同
		10月4日(金)			東大和市中央公民館
		10月9日(水)			昭島市役所 1 階ロビー
		10月9日(水)		常	武蔵村山市役所
	西多摩	10月3日(木)	13:30 ~ 16:30	常	福生市役所内第 1 相談室
		10月9日(水)			羽村市役所内第 1 市民相談室
		10月18日(金)		常	青梅市役所内市民相談室
		10月18日(金)		常	あきる野市役所内市民相談室
	多摩	10月9日(水)	10:00 ~ 16:00		東京法務局多摩出張所 1 階
		10月18日(金)	13:30 ~ 16:30	常	日野市役所市民相談 ※日野市「くらしと行政総合市民相談」へ相談員として協力
島	七島	10月11日(金)	10:00 ~ 16:00		開発総合センター内 大会議室 (大島) ※東京司法書士会と合同
					司法書士高橋富雄事務所内 (八丈島) ※東京司法書士会と合同

※「常」と記載されているのは、毎月または隔月など、年間を通じて定期的に実施している相談会です。



参加レポート

東京司法書士会主催 「法律・登記・税務・不動産鑑定評価・ 福祉の専門家による無料相談会」

財務・広報事業部担当副会長 大倉健司

参加レポート

日 時 平成25年 9 月 7 日午後 1 時～午後 4 時
場 所 大田区役所 2 階会議室
参加者 大倉健司(足立支部)、土沼健成(板橋支部)

東京司法書士会が主催する表記研修会が開催され、2 名で参加してきました。

この相談会は、現在、都内に在住している東日本大震災被災者を対象として行われていて、東京司法書士会の声掛けにより、複数の士業の協力により、相談対応者が相談に対応しています。

土地家屋調査士に関わる相談内容というものがあるのか?と想像しながらの参加となりましたが、総相談件数 5 件のうち、土地家屋調査士も対応しなければならない相談がありました。

原発事故発生時点において避難指示区域内に賠償の対象となる資産を所有していた個人の方への「宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続き」の対象となる建物が固定

資産台帳、登記情報と現況が相違している場合の措置についての相談でした。ただの未登記ではなく、増改築、移転等を敷地内で行っているケースが多く、資料、写真のみでは想像の域を超えず、ただ同情するのみとなってしまいました。

5 月15日にホームページを通じて「福島会の状況報告について」を紹介させていただきましたが、その中で現在、福島会会員が避難区域、特に帰還困難区域での調査業務は、沿岸部などの土地家屋調査士が会・支部を通じて、或いは個人的に受託し対応しているという話を思いだし、相談者に福島会の連絡先を紹介しました。

その後、東京電力の対応に変化がなかったのか?などの情報が不足していて、確かな後方支援ができなかったことに、虚しさを感じました。

原発事故による避難者への相対応は、通常の知識だけでは足りないようで、情報収集に務めなければならないと感じた相談会出向となりました。



参加レポート

多摩支部最後の研修旅行 —東日本大震災の被災地を視察して—

多摩支部会員 遠藤幸保

参加レポート

私は、約37年間に渡る公務員生活を無事定年退職で終え、平成24年4月20日に開業したばかりの新米土地家屋調査士です。

今回、所属する多摩支部の1泊2日の研修旅行(10月13日～14日)に参加してきました。

目的地は、東日本大震災から2年半が経過しながら復興がままならない宮城県仙台市とNHK大河ドラマ「八重の桜」で一躍脚光を浴びている福島県会津方面でした。参加動機は、テレビ等のメディアでは被災地に関する報道がされているものの現地へ赴いた会員が少なかったことと、被災地に宿泊することで復興支援の一助になればとの思いからでした。

出発日が連休の初日でしたので、現地まで車で6～7時間はかかると予想はしていたのですが、やはり仙台市に到着したのは午後1時を回っておりまして。休日にもかかわらず、宮城県土地家屋調査士会の鈴木修会長が自ら出迎えてくださり、仙台市の海側被災地である荒浜地区に案内してくださいました。荒浜地区に向かう車中の中で、鈴木会長から、被災直後の当事者しか語ることでできない苦労話を色々伺いました。鈴木会長が最も強調され、私の印象にも強く残ったお話として「30年以内に60～70%の確率でM8以上の大震災が起きると言われているが、30年の間に起きるということではなく、明日起きるかもしれないという気持ちで備えを万全にしておいてほしい。少なくとも家庭内では、地震があって連絡が取り合えない場合の集合場所を、予め決めておくことが必要である。」という内容でした。鈴木会長で自身でも、思っていて実践できなかったという自戒の念をこめたお話には説得力があり、同行した支部会員の心に訴えるものがあつたと思います。

そのようなご説明を受けているうちに、荒浜地区に着きバスから降りた場所は、一面の原野のような場所でした。鈴木会長から住宅地図が配布され、今、目の前に広がっている場

所が震災前は新興住宅地で、家屋が建ち並び多くの方が生活していた場所だったと聞かされて、その変貌ぶりに支部会員一同は言葉を失ってしまいました。ただポツンと、今は廃校になっている、4階建の荒浜小学校の校舎が建っていました。周辺の建物は、大津波に飲み込まれてしまい、建物の基礎を残してそのほとんどが流失してしまったのです。海辺に、東日本大震災慰霊之塔である荒浜慈聖観音が建立され、その脇に荒浜地区で犠牲になった方々約200名のお名前が刻まれた石碑がありましたが、大震災の発生時刻が午後2時46分だったこともあり、その大半の方は高齢者、若い母親、幼児でした。



荒浜小学校



東日本大震災慰霊之塔

その後、今度は山側の折立地区という地すべりにより境界が動いてしまい、家や擁壁等の構造物とともに直線であった道路が蛇行してしまった地区に案内されました。家を建て替えたいのだが、様々な要因で境界がなかなか決まらず、行政も交えた度重なる打合せの結果、測量成果に基づいて新たに境界を決め直す方法で工事が始まり整備している最中でした。

この事案は、バスの中で配布していただいた、平成24年2月1日発行の「月刊登記情報」掲載の阪神・淡路大震災に際して法務省から出された先例「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて（平成7年3月29日民事甲第2589号民事局長回答）」の解釈の難しさがあらわれた事例だと思いました。

つまり、「地殻が変動したのに伴って地表面も水平移動したときには、それに伴って相対的に筆界も移動したものととして扱う。ただし、がけ崩れなど地表面の局所的な変化のときには筆界は移動しない。」という内容の先例ですが、実際の現場は水平移動の考え方だけでは解決できない問題もあり、逆に局所的な移動ということで片付けられない問題もあるという事例の最たるものであり、そのために2年半経過したこの時期により整備工事が始まったということだと思いました。

前述した「月刊登記情報」にはその他の問題として、建物の滅失という登記の客観性が求められる場面において、所有者の意思あるいは意向を一つの要素として扱わざるを得ない局面があることや、現行法の枠の中では復興のスピードという観点から見ると限界があり、例えばミニ区画整理のような特別法を認めるべきではないかといった提言等々、被災地で仕事をする専門職である土地家屋調査士が抱える数々の問題点が提起されていて、その職務遂行の大変さに頭が下がる思いでした。

約3時間もの貴重な時間を割いて、被災地で日夜奮闘している土地家屋調査士の実像の一端を垣間見る機会を与えていただき、鈴木会長には深く感謝申し上げますとともに休日にもかかわらず親切に対応していただき、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第です。

仙台市での視察を終えた後、宿泊先である福島県会津奥里町に移動し、翌日はボランティアの観光ガイドさんの案内

で、会津ころり三観音の一つである弘安寺の中田観音、約1300年前に開基されたとされている会津で二番目に古い寺院である法用寺の三重塔・木造金剛力士像、会津本郷焼の窯元、そして最後は「八重の桜」で有名になった鶴ヶ城（会津若松城）城内を見学し、帰路に着きました。

今回の研修旅行は少々強行軍ではありましたが、支部の担当幹事さんのご尽力で、被災地の現状に直接触れられる機会を与えていただき感謝している次第です。

そして、震災からの復興が遅々として進まない中で、大変なご苦勞を強いられている被災者の方々が一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せることを切に祈念いたしまして、研修旅行を終えての結びの言葉とさせていただきます。



鶴ヶ城

＊ 東京法務局多摩出張所は来年3月末をもって閉鎖され、所管する地区については、稲城市・多摩市が府中支局に、日野市は立川出張所にてそれぞれ所掌される予定です。これに伴い、多摩支部は解散とし、稲城市・多摩市の会員は府中支部、日野市の会員は立川支部に異動となる予定です。よって、多摩支部としての活動が今年度限りとなるとの理由から、タイトルに「多摩支部最後の研修旅行」と掲げられています。同支部からの依頼に応え、掲載となりましたことを添えさせていただきます。

会報編集委員会



連載企画 土地家屋調査士のかけはし

点と点が繋がって 意外な道が開けました

愛知県土地家屋調査士会 赤川美咲



連載企画 土地家屋調査士のかけはし

私は土地家屋調査士になる前、名古屋でナレーターの仕事をしていました。ナレーターはテレビ・ラジオのCMや番組ナレーション、企業紹介ビデオなど、ざっくり言えば日本語を話す仕事をする人のことです。芸能人ですか?と問われれば、私はあえて「いやいや、職人です」と答えていました。チャラチャラしてる様に見えるかもしれませんが、実際は録音スタジオの暗く狭い部屋で、ヘッドフォンを付けマイクの前に座り、長尺物のビデオになればそれこそ何時間もひたすら日本語を読み続ける仕事です。正直しんどい仕事です。たまに気絶しそうになりました。

一方、短い尺のCMならば、テレビで15秒、ラジオなら20秒以内に読み上げなければいけません。短い時間の中で、いかに効率よく情報を伝え、聞いた人の耳に残る伝え方ができるか……。たかが日本語を話すだけのことですが、その情報を伝える際の、言葉を音に変える技術次第で、一つの情報がいろんな形に姿を変え、聞く人の耳に残り、記憶に残る様は本当に興味深いものでした。私はこのナレーターという仕事が大好きになりました。面白くて仕方がありませんでした。夢中で技術を吸収しました。先輩達の読み方を真似て、声色まで真似て貪欲に仕事をしました。天職!そう実感しました。

そしてもう一つ、これも土地家屋調査士の勉強を始める前のことですが、とあるご縁から心理学の教室に通うことになりました。大学受験に「心理学科」のある大学を探していた私は、昔から心理学にとっても興味がありましたので、毎週欠かさず教室へ通い、心理カウンセラーの資格を取得しました。人間の気持ちの複雑さや単純さ、そしてなにより、自分を分析することの面白さにどっぷりとハマりました。それまでは他人の感情、行動が気になり、振り回されることも多かったのですが、結局のところ、周りがどんな状況であろうと、それを受け止める自分の気持ちをコントロールし、対処していくことで、解決の糸口を見つけることができる!その方法を教えてもら

いました。その上で、人の気持ちを汲むということ。受け止めるということ。話を聞くということ。簡単なようでいて、きちんとこれらのことができているかという、私はまだまだできていません。修行中です。心理カウンセラーの勉強をしてく中で、人との接し方、コミュニケーションの取り方など、人生の中でも特に大事なことを教わった気がします。

そんな私が何故土地家屋調査士になったのか。父が測量設計の会社を経営していたからです。ナレーターの仕事の合間、私はパソコンが使えない父の代わりに手書きの図面をCADで作成し直すバイトをしていました。いつものとおりチュッパチャップスを舂めながら鼻歌交じりに図面を描いていると、父が言いました。「お前、暇そうだな。調査士を取れ。」と。

「調査士……?探偵のようなものですか?」

「いや違う、登記の申請をする仕事だ。」

「登記?」

「……ま、いい。とにかく暇なら調査士の勉強をしてみたらどうだ。儲かるぞ。」

はい、そうです。ご想像のとおり、儲け話に入れ食い状態で食いつきました。ナレーションと父の会社のバイトの合間に専門学校へ通い……たかったのですが、なんせその頃の私は典型的な貧乏暇なしで、20万、30万もの大金を勉強につぎ込む余裕も気持ちもなかったもので、本屋で参考書と問題集を買ってきて、独学での勉強が始まりました。今思うと相当無茶ですね。法律というものに触れたのはこの時が初めて。しかも私には大きなハンデがありました。私は高校時代、数学の全国模試で200点満点中4点という、全国最低点を叩き出した女子高生だったのです。サイン、コサイン、タンジェント?その頃の私のおでこには大きく「バカ」という文字が浮かんでいたはずですが、意外なことに、私は不動産登記法に興味を持ちました。今思えば何が面白かったのかさっぱりわかりません

が、その頃の私は法律というものが面白いものに見えたようです。数学も同じでした。高校時代は全く興味なかったのですが、改めて向き合ってみると、「あれ、そんなにつまらないものでもなさそうじゃん・・・」という感じで、恐る恐るですが数学の世界に踏み込んでいきました。そして数年後、奇跡が訪れました。気力と思い込みでなんとか合格したのです。父に「交通事故」と言わしめました。

先日、スティーブ・ジョブズの伝説のスピーチという記事を読んで驚きました。

～自分の興味や直感にしたがって出会う数々のものが、のちにお金では買えない価値のあるものとなった～

ジョブズは大学を退学してからも、自分が興味を持ったカリグラフィ(装飾文字)のクラスを受け続けました。彼にとってはとても魅力的なものだったそうです。カリグラフィを学んでいる当時は、これが将来役に立つなどと思ってもしなかったでしょうが、10年後、マッキントッシュコンピューターの中にそのカリグラフィの技術を組み込んで、世界初、美しい活字を持ったコンピューターを完成させました。

続けてジョブズは言っています。

～先を見越して「点」と「点」を繋げることは不可能である。過去を振り返った時にのみ可能なのだ～

ナレーター時代の技術と心理学の知識は、土地家屋調査士として業務を行っていく中で、気が付けば私の武器となっています。小難しい専門用語が並ぶ土地家屋調査士業界ですが、それを説明する時、日本語の伝え方と心へのアプローチがささやかですが役に立つ技術となっているのです。当時は、自分が土地家屋調査士になって、ナレーターの経験と心理学への興味が土地家屋調査士業に役立つなどと全く考えていませんでした。ですが、その点と点は今、見事につながっています。

「ああ、こんなこともあるのだな」と思いました。好きなことを夢中で追いかけていたら、それらがなんとなく集まってきて、今の私を支えています。「大好き」で、「興味」があって、「夢中になって」やってきたことは、私の人生の中でより膨

らみ彩りを持って新しい道を開いてくれました。

もちろんうまくいく時ばかりではありませんが、試行錯誤しながらもそれ自体を楽しんで仕事をしております。

～もっとも重要なことは、自分自身の心や直感に従う勇気を持つこと～

今、私は愛知会の広報部で、私の興味と気持ちを入魂できる役割を与えていただいております。「ゆるきゃら」です。なんと愛知会はゆるキャラを作ってしまったのです。そして、彦根のゆるキャラ祭へ参加したり、昨年はゆるキャラグランプリにエントリーし、800体中213位その上なんと「みうらじゅん特別賞」まで受賞しました。よほど杭のキャラクターは異様だったのでしょう。ちなみに今年のゆるキャラグランプリは1580体中619位の成績を収めました。応援してくださった方、ありがとうございました。

土地家屋調査士の知名度は、自戒の念を込めて言わせていただきますが、最低です。60年の歴史がありながらこの知名度の低さ。どうやったらこんなにコッソリと業務をやってこられたんだ?!とびっくりするくらいです。それでも今、私たちはやらなければならないことがあります。

「土地家屋調査士を知ってもらうこと」

それは私たち自身の保身の為もありますが、それよりも土地家屋調査士の存在、土地境界の専門家がいると知ること、で、わずかでも恩恵を受けることができる一般の方々が大勢いると思うのです。

その手段がゆるキャラか?と思うところもありますが、常套手段でやってきた広報活動が60年経ってこの有り様ならば、ゆるキャラごときでという批判を素直に受けつつ、でもたまには返す刀で跳ね返しつつ新しい道で土地家屋調査士の広報をやっていこうと思っています。

最後まで、長文駄文にお付き合いいただきありがとうございます。ありがとうございました。

東京会の皆様、どうか愛知会生まれの「きょうかい君とあいちゃん」をご支援ください。大化けするかも?・・・しれせん(笑)



連載企画 各会におけるADRに関する取り組み

関東ブロック協議会第5回ADR11研修会 及び担当者会同

境界紛争解決センター 運営委員 丸山晴広

連載企画 各会におけるADRに関する取り組み

日本土地家屋調査士会関東ブロック協議会では、管内の各ADRセンター(東京土地家屋調査士会では、「境界紛争解決センター」)の担当でADR11を組織し、毎年度、研修会及び各センターとの意見交換等を行っている。

今年は第5回目となり、去る11月1日(金)・2日(土)に開催され、私と佐々木義徳運営委員の2名で参加した。

今回の主催は新潟県土地家屋調査士会で、開催場所は新潟市内のホテルオークラ新潟であった。

開催スケジュールの1日目は午後2時から午後5時まで研修会、2日目は午前8時30分から午前11時30分まで担当者会同でした。

【1日目】

研修会は2部構成となっていて、第1部が基調講演、第2部がワークショップ(体験型講座)であった。

<第1部> 基調講演

弁護士(前広島高等裁判所部総括判事)上原裕之氏による「調停について」をテーマにした講演であった。内容は、JR東日本が所有する信濃川発電所が平成10年1月から平成19年12月の10年間に最大取水量超過や最低維

持流量の不足という違法取水による水利権の取り消しを基に、新潟県・沿川地方公共団体・関係利水者との賠償に関するADRというものであった。

<第2部> ワークショップ

第1部より、引き続き、上原氏による「土地家屋調査士会ADRの未来」というテーマでワークショップが行われた。8名程度で1グループをつくり、そのうち1名を調整役とした。調整役以外のメンバーが「どのようにすれば土地家屋調査士会ADRセンターの利用者を増加させることができるか」ということを考え、意見を出しあった。グループごとに意見調整し、その方策について記載したメモを講師へ提出し、ランク分けされた。

ランク分けが、このワークショップの趣旨と思われたが、実際には「調整役」が「調停者」で、「発言者」が「当事者」という、ADRを行わせたということであった。

【2日目】

担当者会同は東京・神奈川の一部・千葉・静岡・新潟の各会がAグループ、神奈川の一部・茨城・長野・群馬・栃木・山梨の各会がBグループの2グループで行われた。



開会挨拶



講演中の上原講師

議題は、①共同受任について、②広報活動について、③認定調査士の活用について、④その他「事務局がはたしている役割について」の4つで、両グループ共通であった。

Aグループでは、座長による会同の趣旨説明ののち、議題①について60分間、議題②・③についてそれぞれ30分ずつ計60分間、議題④について30分間という時間を意見交換に費やした。事件数が多少に関わらず各会の意見を丁寧に確認した。限られた時間ということもあり、当然のことながら議題により時間が足りないもの・余るものもあった。

おわりに

80名という規模の研修会では、上原講師の基調講演は贅沢であったが、ワークショップを行うには十二分の人数であったと思った。次回は、長野会が主催会となり行わる。



ワークショップ中の上原講師



担当者会同の様子1



担当者会同の様子2



連載企画 新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

第4話 海外視察

(*このお話はフィクションです。)



弁護士(東京弁護士会) 氏家宏海

三崎は、メルボルン行カンタス航空の機内でリンゴをかじっていた。

日本からメルボルンに行くためには、2013年現在、成田からの直行便がないため、シドニーで国内線に乗り換える必要がある。乗り換えを無事に済ませ、先ほど機内食のリンゴを受け取ったのであった。実は、添乗員から何かを聞かれ、飲み物のことだろうと思い、リンゴジュースのつもりで「アップル」と言ったところ、リンゴが出てきたので、三崎は少し動揺していた。しかし、周りを見たところ、周りの乗客は手にリンゴかマフィンをもっていたので、どうやら、このどちらかを聞かれたらしいことがわかった。つやつやと光っている、日本の津軽よりも一回り小ぶりのリンゴを他の乗客は、そのままかじっていた。郷に入れば郷に従え、というわけで、三崎も皮ごとかじりついたのである。甘くておいしいリンゴであった。

三崎がメルボルンに向かったのは、中学時代の友人の綿谷が1年ほど前からメルボルン駐在となり、案内してくれるとのことであったからである。三崎は、オーストラリアは初めてであった。

前提知識として、簡単なオーストラリアのことは調べていた。オーストラリアの国としての歴史は250年ほどと浅く、当初は流刑地とされており、本国を流刑となった人が収容されていたこと、現在、死刑制度は廃止されているが、1985年までは死刑制度があり、現在の日本と同様に絞首刑が行われていた(但し、最後の死刑執行は1967年)。メルボルンの監獄博物館は以前留置施設及び刑務所として利用されていた建物を見学できるとのことであった。

三崎は、司法試験の勉強を本格的に始めるまでは、留置施設と刑務所の違いをよく分かっていなかったし、まして、見学などもしたこともなかった。留置施設の存在を知らなかったと言った方が正確かもしれない。犯罪を犯して実刑判決を受けた者が行くところが刑務所であり、判決を受ける前の者が

拘留されている場所が留置施設である。旧網走監獄は観光施設として公開されているが、観光施設となっている留置施設は聞いたことがない。一度、警視庁西新井警察署が新築された際、弁護士に見学の機会があり、これに参加したことがあったのみである。それが、メルボルンの中心地、日本で言う霞が関にあるというのであるから、せっかくならば行ってみようと思ったのである。

メルボルンにつくと、滞在予定のホテルまで、綿谷が迎えに来てくれていた。綿谷は、ホテル周辺を案内してくれた。

「オーストラリア人はカフェが好きなんだよ。この向こうの信号までに5件はあるよ。どこか好きなところに入ろう。」

実際、一区画歩いただけで、カフェが5件もある。テーブルと椅子が外に並んでいるところも多い。日当たりのよさそうな中庭のあるカフェがあったので、そこを選んで入った。

メニューのコーヒーは5～6種類、紅茶も5～6種類ある。

「コーヒーも紅茶もずいぶん種類があるんだね。」

「オーストラリアは人種のるつぼで、本当に多国籍なんだ。イタリア人も多くて、彼らが、コーヒーを持ち込んだというわけ。カプチーノ、カフェラテ、日本でいうブレンドはロングブラック。でも、苦いから、カフェラテがおすすめだよ。紅茶の種類が多いのは、イギリスの属州だからその影響だろうね。スーパーでも紅茶の種類は多いよ。リプトンもトワイニングもあるけど、日本にはない種類も多いね。」

三崎はダージリンティを、綿谷はカフェラテを注文すると、メルボルン滞在中の予定を練った。監獄博物館は翌日行くことになった。

カフェを出ると、風が冷たかった。11月は、メルボルンの初夏である。昼間は30度以上あり、シャツ一枚で出歩いていたが、今やコートがほしいくらいである。

「ずいぶん寒くなったね。風が冷たい。」

三崎は、上着を羽織った。

「クールチェンジといって、突然風向きが変わって寒くなるんだ。南極からの風が入ってくるので寒いんだよ。夏でも、日によって10度位違うし、前日との気温差も激しいね。ほら。」

綿谷が目で示した先には、ノースリーブのワンピースを着た女性が歩いており、その女性の向かいから歩いてくる男性はダウンジャケットを着ていた。

「服装は、このようにまちまち。北から来た人は寒さに強いし、南から来た人には寒いだろうからね。一緒に歩いている人同士でも着ているものが全然違うし、他の人が着ているものを見ても、全然参考にならないよ。」

そんなところもずいぶん日本とは違うんだなと思いながら、三崎は綿谷と別れ、ホテルに戻った。もちろん、その前にスーパーにより、大好きな紅茶を買い占めた上、オーストラリアでは有名な紅茶専門店T2もチェックした。

翌日、明るく晴れた日差しを浴びながら、三崎は監獄博物館前で綿谷を待っていた。通りに面した敷地の真ん中は、芝生のある庭のような場所が広がっており、中学生くらいの制服をきた学生が固まって座って、談笑していた。

刑務所であった建物は石造りで3階建てであり、入場料を払うと自由に見られる。

三崎たちは、先に中庭を挟んで反対側にある留置施設を見学することになっていた。通訳はないが、綿谷が解説してくれると気楽に構えていた。

時間になり、10名ほどの人が集まった。家族連れや観光客数名が一緒になった。

各自、青いカードを渡された。表になっており、NAMEだけ、「名前」とわかった。と、いきなり、いかにも留置官といった制服に帽子をかぶった男性が現れると、男女をわけて壁に並べせた。そして、一人ひとり名前を確認していった。こ、これは?!綿谷を見ると、肩をそびやかして、ちょっと笑っているではないか。

これは、見学案内ツアーではなくて、体験ツアーでは?!

名前は、わかったが、留置官は、次にまた何かを聞いてくる。女の子が「stolen」とかわいくいうと、参加者から笑いがあがった。あ、万引き?!こっちの男性が罪名を言った時も笑いがあがった。語学力の乏しさが悲しい。

その後、留置官は、「自分のことは、サージェントと呼ぶように。わかったら、イエス、サージェント。ノーと答えるときは、ノー、サージェントだ、わかったか。」と言ったようであり、皆が「Yes,sergent.」と一斉に答えた。

その後、前を向いたり、後ろを向いたりして、武器などを隠し持っていないか確認された。また、手のひらを前に出して、指を広げたり、舌を出して、薬物などを隠し持っていないかの検査をされた。

ちなみに、逮捕後、裁判を経て判決が下るまで収容されるのが留置施設である。日本では、各警察署に留置施設があり、さらに拘置所がある。本来は、東京では東京拘置所が拘留施設であり、警察署の留置施設は逮捕後、東京拘置所に移るまでの短期間の収容場所であるが、捜査や取調べの便宜のため、基本的に起訴までは各警察署の留置施設におり、起訴後もすぐに移動するわけではない。本来、被疑者は「推定無罪」であり、犯罪者のように扱われるべきではない。「疑われている」人であり、裁判で無罪になることはもとより、起訴までに誤認逮捕や犯人の取り違えが発覚することも少なからずある。

しかし、日本では、逮捕されたら「犯人」扱いで、留置施設も雑居といって数名が一つの部屋に入れられる。トイレも部屋についており、プライバシーなどない状態である。お金がある人は出前を頼むことはでき、東京拘置所ではお菓子なども買うことはできるが、買うことができるのは決められたものだけで、自由に何でも買えるわけではないし、食事の時間も制約されている。

そのあたりは、なんと数百年前のオーストラリアと同じようなものであり、検査が終わった参加者は、女性と男性と別々の部屋に収容された。男性は、3～4人に分けられて狭い部屋に、女性は10人近くが少し広めの部屋に「収容」された。実際に、女性はこのように収容され、かなり部屋はきつかったようである。電気もついておらず、部屋にぐるっとベンチが設置されており、部屋のほじに、便器が一つあった。天井は高く、格子のはめられた窓が一つだけついていた。

「では、明日の8時に」そう言ってサージェントはドアを開めた。昼間だというのに真っ暗になり、明かりは窓から入る日差しだけであった。

部屋に入る前に、サージェントは細かい規則について説明していた。

ちゃんと理解しないといけないのだろうが、よくわからず、他の参加者がサージェントの質問に対し「イエス、サージェント」とか「ノー、サージェント」と答えているのに合わたつもりだが、間違えて「イエス」と言ったら、「ノー」というところだったようで、ぎろつとにらまれた。

日本でも外国人の被疑者の人は取り調べのときのほかは基本的に通訳がないので、不安な気持ちだったのだろうと思

いをはせた。

他の参加者は、サージェントの厳しい演技を楽しんでおり、冗談を交えながらの説明に笑いが起きていたが、そこまでの余裕はなかった。

しばらくすると、ドアが開いて、出るようにと言われた。

そこで、「収容」は終わったようだった。留置施設は、廊下の左右に収容の部屋が20部屋ほどあった。奥の方の部屋は、一面クッションのような柔らか素材になっていて窓がないところがあり、ルール違反をしたりしたものの収容部屋であるとのことであった。三崎は、日本でも弁護士になった後に留置施設見学をしたことがあるが、その際も同じような部屋があったことを思い出した。

さらに、部屋の奥が運動場につながっている部屋があった。運動場と言っても、天井が金網になっている、20畳程度の広さであった。その倍くらいの運動場もあり、そこは真ん中にベンチもあった。明るい日差しが差し込んできており、不安と緊張感の入り混じった気持ちが少し和らいだ。このベンチで、ぼんやりと日向ぼっこをしたいような気にすらさせられた。よく見ると、端にシャワーもついていた。

最後に、裁判所とつながっている扉を教えてくれた。隣の建物が旧裁判所であり、歩いていけるようになっていた。収容部屋の中には、かつてここで留置された人の再現映像があり、法廷でしゃべっている様子が映っているものもあった。日本では、弁護士が被告人に質問をするという質疑応答方式をとるが、映像には被告人本人が必死にしゃべっている様子が映っていた。

「なかなかない体験だったな。」

建物から外に出たところで、綿谷が話しかけてきた。

「冷や冷やしたよ。まさか自分が被疑者になるとはね。」

そういう三崎に、綿谷は、

「俺もよくわからなかったよ。このあと裁判所の方も説明してもらえらしいけど、時間の関係もあるから、刑務所の方に行こう。」

そういうと、刑務所の建物の方に進んでいった。

刑務所は、天井が低く、3階建てで、同じように小さな部屋が吹き抜けの廊下を挟んでいくつもあった。それぞれ、一部屋に一人から数名の割合でデスマスクが飾られており、その人が死刑になった理由や背景などが記載されていた。2階には、実際に絞首刑に使われた縄や絞首台が展示されていた。

日本では、今日でも絞首刑が執行されている。今年の執行は6名である。説明には、絞首刑が決まった被告人は、一日の長い時間を神父と過ごしていたと書かれている。死刑が決ま

れば、精神的に不安になるのは当然であり、その配慮として精神的安定のため、宗教的な時間を持つことが認められているのであろう。日本では、死刑の後、いつ執行されるか、本人にも家族にもわからない。そして、場合によっては不安定な状態のまま、何年も過ごすことになる。日本においては、死刑宣告の後、被告人をこのような不安定な状態に置くこと自体が非人道的であるとの批判がある。

さらに、驚いたのは現在では無罪であることが判明している人についての説明があったことである。

いうまでもなく、冤罪が発覚しても死刑が執行されてしまえば、取り返しがつかないのである。死刑制度が反対される理由の一つが、人の判断に「絶対」がないことである。

この国では、冤罪があったことを認め、このように展示をしているのだということが驚きであった。日本にはいわゆる4大冤罪という冤罪があるが、これを知る人は少ないのではないだろうか。また、後から冤罪が発覚した事案として知られているものがどれだけあるのだろうか。また、まさに今も、冤罪を主張しているかつて被告人がいることがどれだけ知られているだろうか。

世界的には死刑制度は廃止に向かっており、いわゆる先進国で死刑制度を存続しているのは、アメリカと日本だけである。日本において、死刑制度が廃止されたときに、日本に死刑制度があったことを示す資料館が作られるのかどうかかわからない。

監獄博物館を後にした三崎と綿谷は、道沿いのカフェに入った。

三崎は、ガラスケースの中から苦心して選んだレモンタルトのおいしさに満足しながら、綿谷に話しかけた。

「メルボルンは世界一住みやすい街に選ばれているけど、どう？」

「いや、まだわからないね。物価は高いし。でも、その分、賃金の保証はしっかりしているし、残業もない。オーストラリア人の平均残業時間は20時間。それも、年間で。」

「年間20時間?! 1日約5分じゃないか。」

「そう。だから、残業なんかないってこと。残業していると、しないでくって、同僚からメールもらったっていうやつもあるくらいだよ。おらかな国民性だから、トラムも電車も時間通りには来ないし、比較的時間も鷹揚だよ。」

「綿谷には向いているじゃないか。」

「あはは。そうだね。あ、お土産の海苔と味噌ありがとう。なんでも手に入るのメルボルンのいいところなんだけど、なんでも高くてね。三崎は最近どう？」

「相変わらずだよ。今日の体験もよかったよ。頭でわかっていても、体験すると違うってことは多いよね。裁判員裁判を考えると、一般の人が判断するっていうのはいい面もあるけど、そもそもの前提が全然わかっていないとか、思い込みがあったりすることがあるからね。それに対して、一から説明するなんてできないんだ。そういう場面に出くわすと、人を裁く以上は、最低限の刑事手続の知識はないといけないと思うよ。それに、今日も思ったけど、犯罪にはそのときの社会背景とか、本人の背負っている環境とかがあるからね。メルボルンの治安はいい方なの？」

「そうだね、いい方だと思う。ヨーロッパに行った日本人観光客みたいな囲まれたとか、話しかけられているすきに財布盗られたとか、そういう話もほとんど聞かないね。日本みたいな凶悪犯罪もあまりないよ。日本の犯罪率は、実は高くなっているんだろ。」

「いや、ここ10年くらい犯罪率は減少傾向にあるよ。殺人事件も、ここ10年くらいは減少しているんだ。」

「そうなんだ。殺人事件は報道されるから注目しちゃうってやつか。」

「そうだね。さて、このあとはどうする。」

「夏だけど、12月はクリスマスだから、あちこちでディスプレイがされているよ。今度は観光らしい観光をしよう。」

クリスマスまで1か月を切っていた。市内のあちこちにクリスマスリースが飾られており、多くの店でオーナメントを売っていた。老舗デパートの壁面には、壁ごとにストーリー性のある仕掛け人形のディスプレイがされており、何人もの女

の子がクリスマスケーキを作っていたり、聖歌隊が歌を歌っていたりする壁に小さな子が張り付くようにして見ていた。

三崎は、3日間、メルボルンに滞在し、4日目の早朝、再びシドニー国際空港にいた。

出国カードには、職業欄があり、三崎は弁護士と書いた。

海外に行きなれていない三崎は、入国と同様に緊張しながら出国手続の列に並んだ。三崎の番になり、出国カードを渡すと、出入国管理官が怪訝な顔をして、話しかけてきた。

「Pardon?」という、また、何か早口で言うのだが、何を言っているのかわからず、三崎は首を傾げた。

すると、出入国管理官はOCCUPATIONの欄を示して、もう一度、「what※※※」と話しかけてきた。

そこには、Layerと書かれていた。

三崎が、ロイヤーと読み上げると、出入国管理官は、「Al-right」というとWを足してLawyerと書くと、「行っているよ」と述べたようだった。

飛行機の搭乗口に向かいながら、「英語をきちんと学ばなくては」と、三崎は改めて思った。

ⁱ 出典 犯罪白書平成24年度



会のうごき

謹 賀 新 年

平成二十六年元旦

東京土地家屋調査士会

会 長 國 吉 正 和

副 会 長 (総 務) 小 沢 宏
 同 (業 務) 原 田 克 明
 同 (研 修) 野 城 宏
 同 (財務・広報事業) 大 倉 健 司

<総務部>

部 長 木 下 満
 理 事 佐々木 博 昭
 同 奥 山 慎

<財務部>

部 長 山 本 憲 一
 理 事 羽 鳥 光 明

<研修部>

部 長 佐々木 義 徳
 理 事 槇 立 二 作



<業務部>

部 長 小 野 均
 理 事 石 野 貢 男

<広報事業部>

部 長 井 上 克 巳
 理 事 瀧 野 隆 央

監 事 持 田 和 也
 同 藤 田 秀 輝

事務局 職 員 一 同

<予 告>

東京土地家屋調査士会

第76回定時総会開催のお知らせ

日 時： 平成26年 5 月30日 (金) 午前10時～

会 場： 上野東天紅「平成ホール」 台東区池之端 1 - 4 - 33上野不忍池畔

※なお、当日、事務局は閉鎖致しますので、ご注意ください。



会のうごき

入退会者情報

入会者

(支部名の下は入会年月日)

トチカオクチョウサシハウジンユーティー 土地家屋調査士法人UT	登録番号 01-0036	田無支部 2013/9/24	〒202-0015 西東京市保谷町 5-18-9-203号 TEL 0424-50-5512 FAX 0424-51-0188
ワタナベ テル オ 渡 邊 輝 夫	登録番号 7800	府中支部 2013/10/1	〒183-0016 府中市八幡町 2-3-8 朝日プラザ府中Ⅱ103 TEL 042-315-9297 FAX 042-315-9297
サ ト ウ マサユキ 佐 藤 正 幸	登録番号 7801	江東支部 2013/10/1	〒135-0016 江東区東陽 3-22-37 TEL 03-5632-9776 FAX 03-3647-0744
オ オ バ ケン ジ 大 場 健 児	登録番号 7802	大田支部 2013/10/1	〒145-0064 大田区上池台 5-6-1-603号 TEL 03-3728-5281 FAX 03-6421-8859
コイズミ マ ス オ 小出水 満洲男	登録番号 7803	足立支部 2013/10/1	〒123-0842 足立区栗原 1-25-8 ジュナル203号 TEL 03-3859-2053 FAX 03-3859-2054
イ グ チ サ タ オ 井 口 佐多夫	登録番号 7804	文京支部 2013/10/10	〒113-0033 文京区本郷 2-32-1 本郷ビル 4F TEL 03-6801-5803 FAX 03-6801-5804
コ ガ タツヒロ 古 賀 辰 啓	登録番号 7805	千代田・中央支部 2013/10/10	〒103-0021 中央区日本橋本石町 3-1-2 ダヴィンチ新常磐橋 2 階 TEL 03-3516-3516 FAX 03-3270-9969
マツモト イ ツ ミ 松 本 いづみ	登録番号 7806	港支部 2013/10/10	〒108-0014 港区芝 5-31-19 オーエックス田町ビル 3 階 TEL 03-6809-5971 FAX 03-6809-5972
オクヤマ マサトモ 奥 山 政 知	登録番号 7807	府中支部 2013/11/1	〒184-0011 小金井市東町 4-15-19-101 TEL 042-384-4540 FAX 042-384-4490
シ ノ ダ ジュンイチロウ 篠 田 純一郎	登録番号 7808	江東支部 2013/11/1	〒135-0047 江東区富岡 1-13-1 村上ビル 3 階 TEL 03-5621-7321 FAX 03-5621-7322
ヤ ノ ノブヨシ 矢 野 信 義	登録番号 7809	田無支部 2013/11/1	〒202-0014 西東京市富士町 4-7-21 コーポ東伏見台A棟406号 TEL 042-452-5387 FAX 042-452-5386
トチカオクチョウサシハウジンオガワジムショ 土地家屋調査士法人小川事務所	(現在連合会 審査中)	文京支部 2013/11/5	〒112-0002 文京区小石川 1-4-6 TEL 03-3815-0155 FAX 03-3815-3535
トチカオクチョウサシハウジンホンシュウソクリョウ 土地家屋調査士法人本州測量	登録番号 01-0037	世田谷支部 2013/11/6	〒158-0095 世田谷区瀬田 2-14-6 TEL 03-5797-9346 FAX 03-5797-9347
ア サ リ ツ ネ オ 浅 利 常 雄	登録番号 7810	千代田・中央支部 2013/11/11	〒101-0054 千代田区神田錦町 3-13 旺巧ビル 3 階 TEL 03-5577-6123 FAX 03-3233-1457
ナガヤマ ユタカ 永 山 裕	登録番号 7811	港支部 2013/11/11	〒107-0062 港区南青山 2-15-11 南青マンションズ201号 TEL 03-6804-6140 FAX 03-6804-6146
ヤオイタ シ ン ゴ 矢尾板 真 吾	登録番号 7812	千代田・中央支部 2013/11/20	〒102-0083 千代田区麹町 4-2 第二麹町ビル 5 階 TEL 03-3234-1369 FAX 03-3238-1963

入 会 者

(支部名の下は入会年月日)

ヤマモト エイジ 山 本 英 司	登録番号 7813	北支部 2013/11/20	〒114-0023 北区滝野川7-6-4-402号 TEL 03-5972-1411 FAX 03-5972-1413
ツチヤ タカヒロ 土 屋 貴 弘	登録番号 7814	台東支部 2013/12/2	〒110-0005 台東区上野5-7-4 浅野ビル2階 TEL 03-3831-6769 FAX 03-3831-6769

退 会 者

関 正 充	新 宿 支 部	登録番号 7741	退会年月日 2013/9/27	業務廃止
阿 部 榮	千代田・中央支部	登録番号 5961	退会年月日 2013/9/30	業務廃止
熊 本 照 司	府 中 支 部	登録番号 1650	退会年月日 2013/10/23	業務廃止
神 原 武	世 田 谷 支 部	登録番号 7248	退会年月日 2013/11/1	会变 (富山)
土 谷 一 郎	北 支 部	登録番号 6633	退会年月日 2013/11/8	退会
齋 藤 欽 也	田 無 支 部	登録番号 6249	退会年月日 2013/11/12	業務廃止
柴 寄 霞	多 摩 支 部	登録番号 7445	退会年月日 2013/11/28	退会
和 泉 嘉 徳	杉 並 支 部	登録番号 6483	退会年月日 2013/11/29	業務廃止
土地家屋調査士 法人引地事務所	練 馬 支 部	登録番号 03-0001-01-0032	退会年月日 2013/11/22	退会



会のうごき

新入会員登録証交付式の開催について

平成25年11月15日(金)に、土地家屋調査士会館 3 階会議室にて、新入会員登録証交付式が開催された。
交付式に出席した新入会員から、今後の抱負や土地家屋調査士としての志などをひとこと述べてもらった。

江戸川／登録番号：7663

阿 部 克 己

●私は土地家屋調査士として正式に開業するにあたり、不安と期待、そして身の引き締まる思いがそれぞれこみ上げています。
その思いに背かないよう、職務に励みたいと存じます。

調布／登録番号：7678

鈴 木 伸 治

●法令と実務の間で悩む日々ですが、職責を果たすべく頑張る所存です。

大田／登録番号：7790

手 塚 一 聖

●補助者として3年半経験を積んだ後、2013年6月に登録いたしました。
業務に係る方々に信頼してもらい、相談にも的確に対応できる様日々努力していこうと思います。

品川／登録番号：7793

小 川 智 也

●ようやく取得した資格ですので、土地家屋調査士の名に恥じぬよう、精一杯努力して参ります。

田無／登録番号：7797

下 平 翔 吾

●私が土地家屋調査士となって心がけている事は、依頼者の立場＝報酬を支払う側になって考える事です。補助者時の調査士の先生から口酸っぱく言われ続けてきた事ですが、資格者となった今、改めて心がけています。

江東／登録番号：7801

佐 藤 正 幸

●平成4年の試験に合格し、やっと登録することができました。
当然のことですが、法令遵守や信義誠実を旨とし、依頼者が更に依頼者を紹介してくれる仕事を心がけていきます。

港／登録番号：7806

松 本 いづみ

●何事にも一所懸命に取り組み、信頼される調査士を目指したいと思います。女性調査士が増えるように、微力ながら役立ちたいと願っています。

千代田・中央／登録番号：7810

浅 利 常 雄

●先頃独立開業しましたが、日を追うごとに責任の重大さを感じています。お客様の要望へは速やかに応えられるよう、知識と技術の向上に努めて行きたいと思います。





各部からのお知らせ

「取扱事件年計表」の提出日の確認について

〔総務部〕

年計報告（年計表）は、毎年1月末日までに提出すること（会則第98条第1項）になっております。締め切りまでに必ずご提出下さるようお知らせ致します。

なお、受託事件数が皆無（休業（会費免除）中を含む）または年途中の入会者であっても、必ずご提出ください。

また、年計表の記載に当たっては、「年計表の提出に関する注意事項」（年計表と同封）を参照し、不明な点は東京土地家屋調査士会事務局まで照会して下さい。

※年計表のExcelデータを、東京土地家屋調査士会ホームページ「会員の広場」で公開していますので、ご活用下さい。

なお、ご利用にあたっては、注意事項をよくご確認くださいませよう、お願い致します。



各部からのお知らせ

東京土地家屋調査士会会則変更認可について(法務省民二第528号)

〔総務部〕

平成25年11月15日

総 務 部

東京土地家屋調査士会会則変更認可について

去る5月30日(木)に開催された第75回定時総会で決議され、法務大臣認可申請を行っていた当会会則の下記の条文につきまして、平成25年11月6日付け法務省民二第528号をもって認可となりましたのでお知らせします。

なお、同総会において別途決議されました会則「第6条(調査士会員の入会手続)」の一部変更につきましては、まだ認可がされておきませんので、認可となり次第、改めて、お知らせいたします。

記

(業務の分掌)

第55条 本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 研修部
- (4) 業務部
- (5) 広報事業部

2 各部には部長を置く。

3 各部の事務は、理事会の定めるところにより、理事がそれぞれ担当しなければならない。

(制度対策本部)

第55条の2 会長は、部の分掌の範囲を超える業務、緊急を要する業務又は高度の専門性を要する業務の執行を行うため制度対策本部を設置する。

(各部の事務)

第56条 総務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の収受、発送及び保存に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他身分に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項
- (7) 調査士の登録及び調査士法人の届出の事務に関する事項
- (8) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (9) 本会及び会員の保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 非調査士等による調査士業務の排除に関する事項
- (11) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (12) 支部及びブロック協議会に関する事項
- (13) その他他の部の所掌に属さない事項

2 財務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理及び運用に関する事項
- (5) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (6) 統計に関する事項
- (7) 会員の福利厚生及び慶弔に関する事項

3 研修部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 研修会、講習会等の計画・立案及び実施に関する事項
- (2) 報酬に関する調査及び研究に関する事項
- (3) 調査士業務の相談に関する事項

4 業務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 業務改善に関する調査・研究及び実施に関する事項
- (2) 会員の業務に関する指導並びに連絡に関する事項
- (3) 筆界特定制度に関する事項
- (4) 地図に関する調査・研究及び地図整備事業に関する事項
- (5) 境界についての確認、管理に関する調査及び研究に関する事項

(6) 境界鑑定、境界紛争の解決に関する調査及び研究に関する事項

5 広報事業部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1) 制度広報活動に関する事項
- (2) 会報の企画・編集及び発行に関する事項
- (3) 情報の収集・分析・発信及び参考図書の編集発行に関する事項
- (4) 筆界に関する民間紛争解決手続に関する事項
- (5) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- (6) 公共嘱託登記の受託環境の整備及び協会に対する助言に関する事項
- (7) その他公共・公益に係わる事業の推進に関する事項

(会員に対する指導及び調査)

第105条 会長は、会員の業務の適正を図るため又は会員に対する指導の必要があると認めるときは、その会員から報告を徴した上、その会員に適切な指示又は指導をすることができる。

(書面等の送達)

第111条 会員に対する通知、催告その他の書面の送達は、土地家屋調査士名簿に記載された事務所にあてて行う。

2 前項の書面の到達によって効力を生ずる場合に到達しなかったときは、公示の方法により行うものとし、公示をした日から14日を経過した時に、相手方に書面の送達があったものとみなす。

3 公示の方法は、本会が送達すべき書面を保管し、いつでも送達を受けろべき者に交付する旨を本会の掲示場に掲示して行う。

(※第111条が新設されたことにより、以下、条数が繰り下がっております。)

附則

(施行期日)

1 この会則は、認可の日（平成25年11月6日）から施行する。

2 総調 3 第 3 号

平成25年11月13日

東京土地家屋調査士会

会長 國 吉 正 和 殿

東京法務局長 石 田 一 宏

東京土地家屋調査士会の会則一部変更認可書の送付について

本年7月1日付け東調総発第57号をもって申請のありました貴会の会則一部変更が同年11月6日付けで認可されましたので、認可書を送付します。

各部からのお知らせ

法務省民二第528号

東京土地家屋調査士会

会 長 國 吉 正 和 殿

本年7月1日付け東調総発第57号をもって申請のありました貴会の会則一部変更は、これを認可します。

平成25年11月6日

法務大臣 谷 垣 禎 一

「東京土地家屋調査士会会則」一部変更新旧対照条文

変 更 後	変 更 前
第1条～第54条（省略） 第5節 業務分掌 （業務の分掌） 第55条 本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。 (1) 総務部 (2) 財務部 (3) 研修部 (4) 業務部 (5) 広報事業部 2 各部には部長を置く。 3 各部の事務は、理事会の定めるところにより、理事がそれぞれ担当しなければならない。 （制度対策本部） 第55条の2 会長は、部の分掌の範囲を超える業務、緊急を要する業務又は高度の専門性を要する業務の執行を行うため制度対策本部を設置する。 （各部の事務） 第56条 総務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。 (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項 (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項 (3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項 (4) 文書の収受、発送及び保存に関する事項 (5) 会員の入会及び退会その他身分に関する事項 (6) 職員の人事に関する事項 (7) 調査士の登録及び調査士法人の届出の事務に関する事項 (8) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項 (9) 本会及び会員の保有する個人情報の保護に関する事項 (10) 非調査士等による調査士業務の排除に関する事項 （注：第56条5(4)へ移動） (11) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項 （注：第56条2(7)へ移動） (12) 支部及びブロック協議会に関する事項 (13) その他他の部の所掌に属さない事項 2 財務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。 (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項 (2) 予算及び決算に関する事項 (3) 金銭及び物品の出納に関する事項	第1条～第54条（省略） 第5節 業務分掌 （業務の分掌） 第55条（同左） (1)（同左） (2)（同左） (3)（同左） （新設） (4) 事業部 2（同左） 3（同左） （新設） （各部の事務） 第56条（同左） (1)（同左） (2)（同左） (3)（同左） (4)（同左） (5)（同左） (6)（同左） (7)（同左） (8)（同左） (9)（同左） （注：第56条4(5)から移動） (10) 筆界に関する民間紛争解決手続に関する事項 (11)（同左） (12) 会員の福利厚生及び慶弔に関する事項 (13)（同左） (14)（同左） 2（同左） (1)（同左） (2)（同左） (3)（同左）

変 更 後	変 更 前
(4) 資産の管理及び運用に関する事項 (5) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項 (6) 統計に関する事項 (7) 会員の福利厚生及び慶弔に関する事項 3 研修部のつかさどる事務は、次のとおりとする。 (1) 研修会、講習会等の計画・立案及び実施に関する事項 (2) 報酬に関する調査及び研究に関する事項 (注：第56条4(1)へ移動) (注：第56条4(2)へ移動) (3) 調査士業務の相談に関する事項 (注：第56条4(5)へ移動) (注：第56条5(5)へ移動) 4 業務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。 (1) 業務改善に関する調査・研究及び実施に関する事項 (2) 会員の業務に関する指導並びに連絡に関する事項 (3) 筆界特定制度に関する事項 (4) 地図に関する調査・研究及び地図整備事業に関する事項 (5) 境界についての確認、管理に関する調査及び研究に関する事項 (6) 境界鑑定、境界紛争の解決に関する調査及び研究に関する事項 5 広報事業部のつかさどる事務は、次のとおりとする。 (1) 制度広報活動に関する事項 (2) 会報の企画・編集及び発行に関する事項 (注：第56条4(4)へ移動) (注：第56条4(3)へ移動) (注：第56条1(10)へ移動) (3) 情報の収集・分析・発信及び参考図書の編集発行に関する事項 (4) 筆界に関する民間紛争解決手続に関する事項 (5) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項 (6) 公共嘱託登記の受託環境の整備及び協会に対する助言に関する事項 (注：第56条4(6)へ移動) (7) その他公共・公益に係わる事業の推進に関する事項 第57条～第104条（省略）	(4) （同左） (5) （同左） (6) （同左） (注：第56条1(12)から移動) 3 （同左） (1) （同左） (2) （同左） (3) 業務改善に関する調査・研究及び実施に関する事項 (4) 会員の業務に関する指導並びに連絡に関する事項 (5) （同左） (6) 境界についての確認、管理に関する調査及び研究に関する事項 (7) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項 (新設) (注：第56条3(3)から移動) (注：第56条3(4)から移動) (注：第56条4(4)から移動) (注：第56条4(3)から移動) (注：第56条3(6)から移動) (注：第56条4(7)から移動) 4 事業部のつかさどる事務は、次のとおりとする。 (1) 制度広報活動及び資料・情報の収集・分析に関する事項 (2) （同左） (3) 地図に関する調査・研究及び地図整備事業に関する事項 (4) 筆界特定制度に関する事項 (5) 非調査士等による調査士業務の排除に関する事項 (新設) (注：第56条1(10)から移動) (注：第56条3(7)から移動) (6) 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項 (7) 境界鑑定、境界紛争の解決に関する調査及び研究に関する事項 (新設) 第57条～第104条（省略）

変 更 後	変 更 前
(会員に対する指導及び調査) 第105条 会長は、会員の業務の適正を図るため又は会員に対する指導の必要があると認めるときは、その会員から報告を徴した上、その会員に適切な指示又は指導をすることができる。 第106条～第110条 (省略) 第12章 会員への連絡・通知 (書面等の送達) 第111条 会員に対する通知、催告その他の書面の送達は、土地家屋調査士名簿に記載された事務所に於て行う。 2 前項の書面の到達によって効力を生ずる場合に到達しなかったときは、公示の方法により行うものとし、公示をした日から14日を経過した時に、相手方に書面の送達があったものとみなす。 3 公示の方法は、本会が送達すべき書面を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を本会の掲示場に掲示して行う。 第13章 情報の公開 (情報の公開) 第112条 本会は、本会及び会員に関する情報を公開するものとする。 2 前項の情報公開に関して必要な事項は、理事会で定める。 第14章 紛議の調停 (紛議の調停) 第113条 本会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停を行う。 2 前項の紛議の調停を行うため、本会に紛議調停委員会を置く。 3 紛議の調停に関し必要な事項は、理事会で定める。 (会員の出頭義務等) 第114条 調停の請求を受けた会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、調停の期日に出頭しなければならない。 2 前項の会員は、本会から紛議に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。 (会員の履行義務) 第115条 会員は、調停で合意した内容については、誠実に履行しなければならない。	(会員に対する指導及び調査) 第105条 会長は、会員の業務の適正を図るために会員に対する指導の必要があると認めるときは、その会員から報告を徴した上、その会員に適切な指示又は指導をすることができる。 第106条～第110条 (省略) (新設) 第12章 (同左) (情報の公開) 第111条 (同左) 2 (同左) 第13章 (同左) (紛議の調停) 第112条 (同左) 2 (同左) 3 (同左) (会員の出頭義務等) 第113条 (同左) 2 (同左) (会員の履行義務) 第114条 (同左)

変 更 後	変 更 前
(守秘義務) 第116条 紛議の調停に関与した者は、正当な事由がある場合でなければ、その職務上取り扱った事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 第15章 雑 則 (会員の表彰・慶弔) 第117条 会長は、理事会に諮り、本会の向上発展に特に功績があった会員を表彰することができる。 2 会長は、理事会の決議を経て表彰及び慶弔に関する規程を別に定めることができる。 (名誉会長・顧問等) 第118条 本会に名誉会長のほか、顧問、相談役及び参与（以下これらの者を「顧問等」という。）を置くことができる。 2 名誉会長は、会長が総会に諮って委嘱する。 3 顧問等については、会長が理事会に諮って委嘱する。 4 会長は、名誉会長及び顧問等に対し、本会の運営その他重要事項について諮問を發し、又は助言を求めることができる。 5 名誉会長及び顧問等の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、名誉会長の任期は、新たに選任された会長の就任の時までとする。 (施行規則への委任) 第119条 この会則の施行に必要な規則は、理事会の決議を経て、会長が定める。 (施行期日) 1 この会則は、認可の日から施行する。	(守秘義務) 第115条 (同左) 第14章 (同左) (会員の表彰・慶弔) 第116条 (同左) 2 (同左) (名誉会長・顧問等) 第117条 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 4 (同左) 5 (同左) (施行規則への委任) 第118条 (同左) (新設)

東京土地家屋調査士会会則変更認可について(法務省民二第683号)

〔総務部〕

平成25年12月13日
総 務 部

東京土地家屋調査士会会則変更認可について

去る11月15日付けをもちまして、第75回定時総会（平成25年5月30日）で決議され、法務大臣認可申請を行っていた当会会則の内、その一部が認可となった旨のお知らせをしていたところありますが、このたび認可が遅れておりました下記の条文につきましても、平成25年12月6日付け法務省民二第683号をもって認可となりましたので、お知らせいたします。

記

（調査士会員の入会手続）

第6条 本会に入会しようとする者は、連合会の定める入会届を本会に提出しなければならない。
2 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が記名押印しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び男女の別
- (2) 本籍（外国人にあっては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、住所及び事務所
- (3) 調査士となる資格取得の種類

3 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。

- (1) 調査士となる資格を有することを証する書面
- (2) 履歴書
- (3) 写真4葉
- (4) 本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し）

4 本会に入会手続を取った者は、登録又は変更の登録を受けた時に本会の調査士会員となる。

5 第1項の入会届は、それを提出した者が登録を受けることができなかったときは、失効する。

附則

（施行期日）

- 1 この会則は、認可の日（平成25年12月6日）から施行する。

2 総調3第4号
平成25年12月12日

東京土地家屋調査士会
会長 國 吉 正 和 殿

東京法務局長 石 田 一 宏

東京土地家屋調査士会の会則一部変更認可書の送付について

本年7月1日付け東調総発第56号をもって申請のありました貴会の会則一部変更が同年12月6日付けで認可されましたので、認可書を送付します。

各部からのお知らせ

法務省民二第683号

東京土地家屋調査士会
会 長 國 吉 正 和 殿

本年7月1日付け東調総発第56号をもって申請のありました貴会の会則一部変更は、これを認可します。

平成25年12月6日

法務大臣 谷 垣 禎 一

「東京土地家屋調査士会会則」一部変更新旧対照条文

変 更 後	変 更 前
第1条～第5条 (省略) (調査士会員の入会手続) 第6条 本会に入会しようとする者は、連合会の定める入会届を本会に提出しなければならない。 2 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が記名押印しなければならない。 (1) 氏名、生年月日及び男女の別 (2) 本籍（外国人にあっては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、住所及び事務所 (3) 調査士となる資格取得の種類 3 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。 (1) 調査士となる資格を有することを証する書面 (2) 履歴書 (3) 写真4葉 (4) 本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し） 4 本会に入会手続を取った者は、登録又は変更の登録を受けた時に本会の調査士会員となる。 5 第1項の入会届は、それを提出した者が登録を受けることができなかったときは、失効する。 第7条～第118条 (省略) (施行期日) 1 この会則は、認可の日から施行する。	第1条～第5条 (省略) (調査士会員の入会手続) 第6条 (同左) 2 (同左) (1) (同左) (2) 本籍（外国人にあっては、<u>国籍</u>）、住所及び事務所 (3) (同左) 3 (同左) (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) 本籍及び住所を証する書面（<u>外国人にあっては、外国人登録に関する証明書</u>） 4 (同左) 5 (同左) 第7条～第118条 (省略) (新設)



各部からのお知らせ

会費の自動振替口座の残高確認について

〔財務部〕

会費の自動振替口座の残高確認について（お願い）

会員各位におかれましては、会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の会費につきましては、会則別紙の4の定めに基づき、1年間を4期に分け、各期分を前納することとされております。

つきましては、平成25年度～26年度における「会費の自動振替の年間スケジュール」をお知らせ致しますので、振替不能等の行き違いがありませんよう、いま一度、預金口座の残高をご確認くださいませう、お願い致します。

【平成25年度～26年度会費の口座振替年間スケジュール】

口座振替日	振替対象期	振替対象月
平成26年1月27日（月）	平成25年度第4期分	平成26年1月～3月
平成26年4月28日（月）	平成26年度第1期分	平成26年4月～6月
平成26年7月28日（月）	平成26年度第2期分	平成26年7月～9月
平成26年10月27日（月）	平成26年度第3期分	平成26年10月～12月
平成27年1月27日（火）	平成26年度第4期分	平成27年1月～3月

※ 残高不足等により振替不能の場合は、直接本会にお振込いただくことになります（振込手数料については、各自のご負担となります。）。



編集後記

会報編集委員の自己紹介

平成25年度・26年度における会報編集発行にあたり、以下5名が編集委員として就任いたしました。そこで、本誌をもって会員の皆さまへのご挨拶とさせていただきます。



(上段：左より 小島・石瀬・池田各委員、浅川副委員長／下段：左より 瀧野編集長、大倉副会長)

編集委員長となりました広報事業部担当理事の瀧野隆央です。多摩ブロック立川支部出身です。595号(前号)の編集後記で申しましたとおり会報編集作業1年生ではありますが、浅川副委員長ほか石瀬委員、池田委員、小島委員、事務局武田職員そして大倉副会長と共に良い東京会会報を提供していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前号より、会報編集委員に任命されました、台東支部の浅川と申します。

本は好きで、よく読みますが、文章を書くのは苦手です。こんな私がまさか会報編集委員、さらに副編集長に就こうとは思ひもありませんでした。こんな私ですが、皆様から寄稿して頂いた大切な原稿を、よりよい形で会報に掲載できるよう努力致しますので、よろしくお願い致します。

この度、会報編集委員に任命されました、千代田中央支部の小島健太郎と申します。

活字嫌いな私に、なぜこのような役を任せようとしたのか甚だ疑問ではございますが、自らの成長のためと思ひ、ありがたく話をお受けしました。就任したからには、活字が嫌いなどと言ってはおれません。会員の皆様に愛読して頂けるよう全力を尽くしますので、どうぞよろしくお願い致します。

編集委員となりました練馬支部の石瀬正毅です。今期で二期目となります。会員の皆様にとって有意義な情報や、研修会等のレポートをわかりやすい形で提供出来ればと考えております。今期も活発に活動しますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

この度、会報編集委員に任命されました、府中支部の池田輝彦と申します。

子供の頃からマンガが大好きで(ちなみにワンピースのナミのファンです笑)、文章の読み書きなどは大の苦手でした。今回、会報編集委員の役を頂きましたので、多くの活字に触れ、少しでも文章に慣れ親しんでいきたいと思ひます。こんな愚かな私ですが、会員の皆様にとって役立つ情報を掲載していけるように、頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

編集後記

会報編集副委員長 浅川正雄

新年明けましておめでとうございます。

前号に引き続き表紙の写真を担当致しました。浅草寺は例年三が日の参拝者が280万人以上である初詣のメッカの一つであります。今年の初詣に行かれた会員の方も多いのではないのでしょうか？かくいう私も、事務所が台東区内ですので、三が日ではないですが毎年参拝しております。

その浅草寺の総門である雷門に10年ぶりに新しい提灯が奉納されました。この写真を新年号の表紙とさせて頂きました。（右上部の写真は、反対側の写真です）

本号は新年号であるため、本会会長始め関連団体及び東京法務局長より原稿をお預かりし巻頭記事としております。

また、今年の3月で東日本大震災から3年がたとうとしておりますが、参加レポートにあるように復興が遅々として進んでいないようです。仙台荒浜地区は一昨年2月に、台東支部でも行った場所ですが、参加レポート同様の状況でした。

新編集委員の紹介欄でも書きましたが、文章を書くのは苦手のため、この編集後記を書き上げるのにも苦勞しております。

会員の皆様によりよい情報等提供できるよう努力致しますので宜しくお願いします。

最後に、今年が皆様にとって良い年になるよう祈念しましてこの編集後記とさせて頂きます。

せうきょう

2014年 新春号 No. 596（2014年1月15日発行）

企画・編集：東京土地家屋調査士会報編集委員会

発行：東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館1階

TEL：03-3295-0587 / FAX：03-3295-4770

URL：<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>

表紙デザイン・印刷：新日本法規出版株式会社

* 禁無断転載



表示登記相談のご案内

◆ 本部定期相談

開催場所： 東京土地家屋調査士会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館

TEL：03-3295-0587

開催日時： 毎週月曜日（午後1時00分～午後4時30分）

毎週木曜日（午後1時00分～午後4時30分）

その他： ※ 事前の電話予約が必要です。予約の上、ご来会ください。

※ より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。

ただし、資料不足等により、継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。

◆ 支部定期相談

開催日時・場所等につきましては、各支部等にお問い合わせください。

詳細については、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて掲載されておりますので、ご参考ください。

◆ 特設相談

「表示登記の日（4月1日）」と「法の日（10月1日）」にちなみ、4月と10月に、東京土地家屋調査士会各支部にて相談会を臨時で開催することがあります。

開催日時・場所等につきましては、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて告知されますので、ご参考ください。

◇ 相談の対象

土地家屋調査士が行う次の事業に関する事項が相談対象となります。ただし、個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導につきましては、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

- | | | |
|----------|---|------------------------------------|
| 土地 | ： | 境界確認、鑑定測量、分筆・合筆・地積更正・地目変更等の各登記 |
| 建物 | ： | 新・増・改築の表示・変更・更正登記、区分・合併・分割・滅失等の各登記 |
| 調査
測量 | ： | 土地・建物の調査・測量 |
| その他 | ： | 公共嘱託登記、審査請求手続、その他不動産の状況に関する事項等 |

常設「支部無料相談実施箇所」一覧表

平成23年 7月15日現在

支部名	実施日	時間	場所
千代田・中央	毎月第3木曜日	13:00～15:00	千代田区役所 2階区民相談室
	毎月第4木曜日	13:00～16:00	中央区役所 1階区民相談室
港	毎月第3木曜日	13:00～16:00	東京法務局港出張所 2階ロビー
台東	毎月第2火曜日	13:00～16:00	台東区役所 1階区民相談室
	毎月第4火曜日		
江東	毎月第2水曜日 2・8月のみ第一水曜日	13:00～15:00	江東区役所 本庁舎 2階ロビー常設相談コーナー
足立	毎月第2水曜日	13:00～16:00	足立区役所 北館 3階 区民の声相談課
江戸川	毎月第1土曜日	13:00～16:00	グリーンパレス 江戸川区民センター 3階相談室
	毎月第3土曜日		
葛飾	毎月第3木曜日	13:00～16:00	葛飾区役所 2階区民相談室
新宿	毎月第2火曜日	13:00～16:00	新宿区役所 第一分庁舎 2階相談室
中野	毎月第2火曜日	13:00～16:00	中野区役所 1階広聴課相談室
	毎月第3水曜日	9:30～16:00	中野区役所 1階ロビー（8月は除く）
練馬	毎月第1木曜日	13:00～16:00	練馬区役所 区民相談所（予約制）
	毎月第3木曜日		
大田	偶数月第1水曜日	9:00～16:00	大田区役所 1階ロビー
渋谷	2・5・8・11月中旬に1回ずつ	詳細は渋谷支部まで	渋谷区立勤労福祉会館又は渋谷区立商工会館 5階
目黒	毎月第3月曜日	13:00～16:00	目黒区総合庁舎 1階
豊島	毎月第3水曜日	10:00～12:00	豊島区民センター 2階第3相談室
北	毎月第1木曜日	13:00～16:00	北区役所 3階区民相談室
荒川	毎月第3木曜日	13:00～16:00	荒川区役所 区民相談室
八王子	毎月第2火曜日	13:00～15:30	八王子市役所 本庁舎 1階市民相談室
町田	毎月第1木曜日	13:00～16:00	町田市役所 市民相談所（予約制）
	毎月第3木曜日		
府中	毎月第1水曜日	13:00～16:00	小金井市役所 市民相談室
調布	毎月第3金曜日	13:00～16:00	調布市役所 2階ロビー
	毎月第4木曜日		狛江市役所 市民相談室
武蔵野	毎月第3月曜日	13:00～15:00	三鷹市役所 2階市民相談室
田無	毎月第3木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 保谷庁舎市民相談室
	毎月第2火曜日	13:00～16:00	小平市役所 市民相談室
	毎月第2木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 田無庁舎市民相談室
	毎月第1水曜日	13:00～16:00	東久留米市役所 市民相談室
	毎月第1水曜日	9:30～11:30	清瀬市生涯学習センター（予約制）
	毎月第2火曜日	13:00～15:00	東村山市役所 市民相談室
立川	毎月第2水曜日	13:00～16:00	武蔵村山市役所（3日前までに要予約）
西多摩	毎月第1木曜日	13:30～16:30	福生市役所 市民相談室
	毎月第3金曜日		青梅市役所 3階市民相談室
	毎月第3金曜日		あきる野市役所（秋川庁舎内） 市民相談室
多摩	10月頃	詳細については、日野市役所市民相談までお問合せ下さい。	

その他通知等

月刊 登記情報 & 登記先例解説集 電子復刻版 DVD

登記・供託実務をサポートし続けてきた『月刊登記情報』を
前身の『月刊登記先例解説集』とともに一挙にデジタル化した
「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」が、
発売以来、好評を博している。
多彩な検索機能や関連情報への瞬時のジャンプが大きな特長だ。
今回は製品の概要と特長についてご説明していこう。

50年にわたり 登記・供託実務をサポート

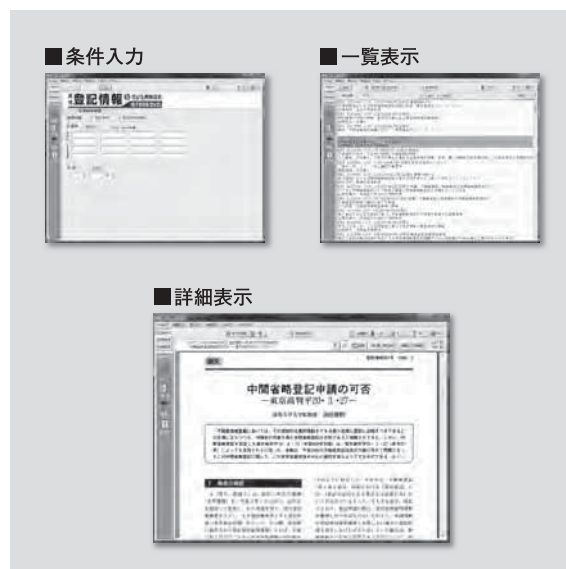
「月刊登記情報」は、前身の「登記先例解説集」が昭和36年に第1号を発行以来、創刊50周年を迎えた。その間、担当官による法令・先例・新制度の解説、登記官・供託官による実務報告・実務解説、司法書士・土地家屋調査士による申請者側のノウハウの紹介、さらには登記・供託関連の先例・判例など、常に登記・供託実務をサポートする有益な情報を提供し読者から好評を得てきた。

創刊号から604号までを電子化し、 バックナンバー絶版の問題を解決!

しかし、古いバックナンバーは絶版となっており、それらの号の内容を知りたいという要望に応えることができない状態だった。また、仮に全てのバックナンバーを所蔵していたとしても、膨大な記事から目的の記事を適切かつ迅速に検索することは非常に難しく、多大な時間を労する。ところがこの問題を見事に解決する製品が登場した。登記先例解説集の創刊号から登記情報604号までの604冊をデジタル化し、DVDに収録した「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」である。

デジタルだからこそ 多彩かつ強力な検索機能

多彩な検索方法により全604冊から必要な記事を瞬時に検索することができるのは、デジタルならではの特長と言えよう。掲載記事は誌面そのままをPDFファイルにして収録しているので印刷すれば書籍のコピーそのもの。さらに、記事に引用された先例や判例が収録されている場合は、クリックだけで瞬時に表示できるため、これまで膨大な時間をかけていた調査作業は飛躍的に効率化される。まさにこれからの時代に必須の情報ツールだ。



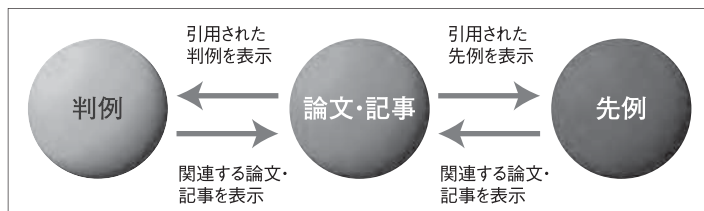
■ 収録範囲

■ 月刊登記先例解説集	第1号(昭和36年7月発行)～第412号(平成8年3月発行)までの412冊
■ 月刊登記情報	第413号(平成8年4月発行)～第604号(平成24年3月発行)までの192冊

※第581号～第604号までは追補版に収録されております。

■ 特長

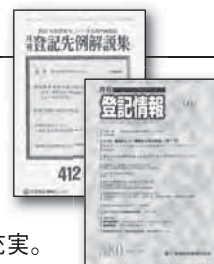
- 「月刊登記先例解説集」はすべての号を、「月刊登記情報」は413号から604号までをDVDに収録。
- PDFファイルの採用により誌面そのままを参照・印刷可能。
- 「論文・記事」については、号・頁、著者・肩書き、発行年による検索に加えて、論文・記事全文からの任意語検索を実現。
- 「先例」については、号・頁、発出日付、発出主体、先例番号からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 「判例」については、号・頁、法令条文、裁判所、事件番号、裁判日付からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 先例約6100件に加えて、論文・記事に引用された登記関連判例約7400件を収録。
- 検索CD-ROMにより、膨大な本誌データを一挙に通し検索可能。
- 関係論文、引用先例、引用判例など関連情報の追跡機能を装備。



本体価格:126,000円(税込)
追補版価格:6,300円/年(税込)

登記先例解説集誌・登記情報誌の特長

- 登記・供託実務にかかわる法令・先例・新制度などについて、担当官による解説を掲載し、確かな実務指針を提示。
- 登記官・供託官による実務報告・実務解説を豊富に掲載し、現場での運用を紹介。
- 司法書士・土地家屋調査士による解説も充実。申請者側のノウハウを紹介。
- 登記・供託関連の先例を多数掲載。登記国賠訴訟、筆界確定訴訟など登記関連の判例も充実。



「月刊登記情報」1年間 無料購読サービス実施中!

ただいま「月刊登記情報&登記先例解説集 電子複製版DVD」をご購入いただくと、「月刊登記情報」を1年間無料で購読いただけます。

「月刊登記情報」を定期購読されている方へ 無料購読に換えて特別優待割引にてご提供致します。

登記インターネット

電子複製版DVD

同時販売中!



「月刊登記情報&登記先例解説集 電子複製版DVD」との併用により、先例約6500件、判例約8300件が参照可能!

詳しくは、「月刊登記情報&登記先例解説集 電子複製版DVD」のHPでご覧ください。

詳しくは...

登記情報 DVD

検索

■ 販売会社 株式会社

LIC Legal Information Center

〒107-0062 東京都港区南青山2-6-18 渡邊ビル
TEL 03-3401-5181 FAX 03-5412-0535
<http://www.hanrei-hisho.com>

用 紙 類 購 入 申 込 書 （ 宅 配 用 ）

FAX送信先： 03-3295-4770

東京土地家屋調査士会 会長 殿

※ / ※担当

事務所所在地：

電 話 番 号：（ ）

登 録 番 号：東京 第

氏 名：

（職印）

（平成 年 月 日申し込み）

No.	品 名	仕様(枚)	金額(円)	数 量	合 計 (円)	No.	品 名	仕様(枚)	金額(円)	数 量	合 計 (円)
709	地 積 測 量 図 (洋 紙)	50	900			777	登記識別情報用封筒(シザック)	50	5,000		
711	土 地 所 在 図	50	900				” (青色普通紙)	50	5,000		
712	地 役 権 図 面	50	1,200				” (うぐいす色普通紙)	50	5,000		
713	建 物 併 用 図 (洋 紙)	50	900			778	目 隠 し シ ー ル	100	1,000		
715	証明書(土地所有者又管理人)	100	600			779	重 要 書 類 ポ リ 袋	100	5,000		
716	工 事 完 了 引 渡 証 明 書	50	250			763	表 紙 登記済証(A4色上質)	50	900		
717	建 物 減 失 証 明 書	50	250			761	紙 枠のみ(A4色上質)	50	900		
718	承 諾 書 (権 利 の 消 滅)	100	600			155	平 安	100	1,590		
723	受 託 票	50	300			157	A 3 O A和紙WP1600(厚)	100	1,680		
724	筆 界 確 認 書	50	250			189	プ ー ジ 天 山	100	1,000		
725	立 会 証 明 書	50	350			178	ロ 口 B 平 安	100	1,050		
726	立 会 通 知 ハ ガ キ	50	450			179	和 紙 O A和紙WP1200(厚)	100	1,230		
731	委 任 状	50	250			154	A 4 平 安	100	840		
733	事 件 簿	50	600			159	A 4 O A和紙WP1000(厚)	100	1,050		
736	請 求 ・ 領 収 書 (旧 様 式)	50	700			274	O A 和 紙 W P 1 (ア イ)	100	1,460		
736	請 求 ・ 領 収 書 (復 興 特 別 所 得 税 対 応)	50	700			275	登 記 完 了 証	50	700		
741	地 形 図	50	650			276	偽 造 防 止 用 紙 (A 3)	50	900		
742	土地境界図和紙(A2)無地	25	2,500								
743	” (A1)無地	10	1,500								
788	” (A2)無地厚口	10	2,000				小 計				円
787	” (A1)無地厚口	10	2,500								
785	土地境界図上質紙(A2)無地	25	650				梱 包 料 ・ 送 料 等				円
786	” (A1)無地	10	550								円
171	図 面 用 白 紙 穴 有	100	1,630				請 求 金 額				円
173	” 穴 無	100	1,050								円

配達指定日： 月 日（ ）午前・午後

●配達日指定の場合だけ、ご記入下さい(宅配のみ)。

●発送方法
☐ 宅配 ☐ 郵便

☐ 来店(清申印刷)
※ 要 東京会宛事前FAX

●お支払いについて
宅配業者による代金引換払いとなります。

※ 翌日の配送をご希望の場合は、前日の午後3時00分までにご注文ください。ただし、前日・翌日ともに平日の場合に限ります。